

行政常任委員会

令和 2 年 3 月 2 3 日（月）

午前 9 時 5 8 分開 会

○三鬼（孝）委員長 おはようございます。行政常任委員会を再開いたします。

本日は、尾鷲総合病院の議案第 1 6 号、令和 2 年度尾鷲市病院事業会計予算の議決についてを審議いたします。それでは説明を求めます。

○河合総合病院事務長 それでは、議案第 1 6 号、令和 2 年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について、予算書及び予算説明書の内容について御説明いたします。

通知いたします。1 ページを御覧ください。

第 1 条、令和 2 年度尾鷲市病院事業会計の予算は次に定めるところによる。

第 2 条、業務の予定量は次のとおりとする。

（1）病床数、一般病床 1 9 9 床、療養病床 5 6 床。

（2）患者数、入院 1 日平均 1 8 6 人、年間延べ 6 万 7, 9 1 8 人、外来 1 日平均 3 8 1 人、年間延べ 9 万 2, 4 7 2 人。

第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入の部として、第 1 款病院事業収益 4 5 億 4 5 9 万 1, 0 0 0 円、第 1 項医業収益 4 0 億 1, 8 8 5 万 1, 0 0 0 円、第 2 項医業外収益 4 億 8, 5 6 4 万円、第 3 項特別利益 1 0 万円。

支出の部として、第 1 款病院事業費用 4 2 億 8, 9 8 5 万 7, 0 0 0 円、第 1 項医業費用 4 1 億 3, 4 2 7 万 7, 0 0 0 円、第 2 項医業外費用 1 億 5, 4 7 8 万円、第 3 項特別損失 8 0 万円。

第 4 条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。各項資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 4, 3 7 6 万 4, 0 0 0 円は、一時借入金で措置するものとする。

収入の部といたしまして、第 1 款資本的収入 3 億 5, 3 2 3 万 2, 0 0 0 円、第 1 項企業債 1 億 5, 3 4 0 万円、第 2 項負担金 1 億 9, 9 8 3 万円。第 3 項投資返還金 1, 0 0 0 円、第 4 項寄附金 1, 0 0 0 円。

支出の部といたしまして、第 1 款資本的支出 4 億 9, 6 9 9 万 6, 0 0 0 円、第 1 項建設改良費 1 億 5, 9 4 8 万 6, 0 0 0 円、第 2 項企業債償還金 3 億 2, 7 5 6 万円、第 3 項投資 9 9 5 万円。

2 ページを御覧ください。債務負担行為、第 5 条、債務負担行為をすることがで

きる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。事項、電子カルテシステム更新事業、期間、令和3年度、限度額3億3,000万円。事項、学資貸与金、期間、令和3年度から令和6年度まで、限度額1,740万円。事項、薬剤師奨学金返還支援助成貸付金、期間、令和3年度から貸付対象奨学金の返還が満了する日または貸付総額が540万円に達するいずれか早い日まで、限度額1,080万円でございます。

第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的、医療機器整備事業として、限度額を1億3,510万円。附帯設備整備事業、これは建設改良費の自動火災報知設備工事費に充当するもので、限度額は1,830万円とするものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

一時借入金、第7条、一時借入金の限度額は6億円と定める。この限度額は前年度と比較して、2億円の減とさせていただきます。

予定支出の各項の経費の金額の流用。第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 令和2年度尾鷲市病院事業会計予算中不足を生じる場合、款内各項の全額。議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第9条、次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費23億5,001万9,000円。

(2) 交際費60万円。

3ページを御覧ください。他会計からの補助金、第10条、病院群輪番制病院運営事業のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は3,332万円である。

たな卸資産購入限度額、第11条、たな卸資産購入限度額は8億8,125万7,000円と定める。

重要な資産の取得、第12条、重要な資産の取得は次のとおりとする。1、取得する資産、種類は器械備品、名称はデジタルエックス線検査システム、数量は一式とするものでございます。

4ページを御覧ください。令和2年度尾鷲市病院事業会計予算実施計画でございます。款項につきましては先ほど御説明いたしましたので省略させていただきます。

(1) 収益的収入及び支出でございます。収入の部、1款病院事業収益、1項医

業収益は、1目入院収益、1節入院収益25億1,739万2,000円。

2目外来収益、1節外来収益13億8,529万2,000円でございます。入院収益及び外来収益については、後ほど資料で御説明いたします。

3目健診収益3,074万8,000円の主な内訳は、1節一般健診収益2,090万3,000円、2節脳ドック収益294万8,000円、4節妊婦健診収益629万4,000円でございます。

4目その他医業収益8,541万9,000円の内訳は、1節室料差額収益5,509万8,000円、2節公衆衛生活動収益1,290万4,000円、3節その他医業収益1,741万7,000円でございます。

2項医業外収益、1目負担金、1節一般会計負担金2億2,517万円は、一般会計からの繰入金のうち収益的収支に係る分で、資本的収支に係る繰入金と合わせると4億2,500万円となり、前年度と同額でございます。

2目補助金3,583万8,000円の内訳は、1節一般会計補助金3,332万円は、病院群輪番制病院運営事業補助金でございます。2節国県補助金181万8,000円は、産科医等確保支援事業補助金等ほか2件でございます。3節その他補助金70万円は、臨床研修補助金でございます。

3目寄附金、1節寄附金1,000円。

4目患者外給食収益、1節患者外給食収益81万6,000円。

5目長期前受金戻入2億271万8,000円の内訳は、1節国県補助金長期前受金戻入1,436万6,000円、2節その他長期前受金戻入1億8,835万2,000円。これらは、資産の減価償却に合わせて補助金を戻入するものでございます。

6目その他医業外収益、1節その他医業外収益2,109万7,000円は、テレビカード等のほかの収益でございます。

3項特別利益、1目過年度損益修正益、1節過年度損益修正益10万円でございます。

5ページを御覧ください。支出の部、1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費23億6,138万9,000円の内訳は、1節報酬2億8,291万円は、応援医師及びパートタイム会計年度任用職員の報酬でございます。2節給料8億7,442万8,000円は、職員225名分、フルタイム会計年度任用職員23名の給与でございます。3節手当6億918万1,000円は、期末勤勉手当、特殊勤務手当等でございます。4節法定福利費2億8,755万6,000円、5節退職給

付費1億6,986万1,000円は、退職給付引当金繰入金でございます。6節賞与引当金繰入額1億1,593万2,000円及び7節法定福利費引当金繰入額2,152万1,000円は、翌年度に支出する賞与及び法定福利費のうち、当年度分を計上するものでございます。

2目材料費8億228万8,000円の主な内訳は、1節薬品費4億9,321万8,000円、2節診療材料費3億7万円でございます。

3目経費7億6,980万1,000円の主な内訳は、3節旅費交通費1,067万9,000円、5節消耗品費2,377万5,000円、7節光熱水費8,756万4,000円、8節燃料費4,765万5,000円、11節修繕費4,344万7,000円、この修繕費の内訳は後ほど資料で御説明いたします。

6ページを御覧ください。13節賃借料7,997万4,000円、この内訳も後ほど資料で御説明させていただきます。15節委託料3億8,932万2,000円、これも後ほど資料で説明させていただきます。16節臨床検査委託料1,141万円、20節負担金1,955万2,000円、22節手数料1,298万4,000円でございます。

4目減価償却費1億8,224万9,000円の主な内訳は、1節建物減価償却費1億758万3,000円、3節器械備品減価償却費6,886万8,000円でございます。

5目資産減耗費804万円は、主に2節固定資産除却費800万円でございます。内訳については後ほど資料で御説明いたします。

6目研究研修費1,051万円の主な内訳は、2節図書費277万5,000円、3節旅費交通費338万8,000円、4節研究雑費414万7,000円でございます。

2項医業外費用のうち、1目支払利息及び企業債取扱諸費5,020万2,000円の内訳は、1節企業債利息4,920万2,000円、2節一時借入金利息100万円でございます。

2目患者外寝具賃借料、1節患者外寝具賃借料48万6,000円でございます。

3目雑損失、1節その他雑損失500万円でございます。

7ページを御覧ください。4目雑支出、1節雑支出9,168万8,000円は、貯蔵品建設改良費に係る控除対象外消費税でございます。

5目消費税及び地方消費税、1節消費税及び地方消費税740万4,000円でございます。

3項特別損失は、1目過年度損益修正損、1節過年度損益修正損80万円でございます。

以上が収益的収入及び支出の予定額でございます。

続きまして(2)資本的収入及び支出でございます。

収入の部、1款資本的収入、1項企業債、1目企業債、1節企業債1億5,340万円は、医療機器整備事業債及び自動火災報知設備等に係る附帯設備整備事業債でございます。

2項負担金、1目他会計負担金、1節一般会計負担金1億9,983万円は、一般会計からの繰入金のうち、資本的収支に係る分で、内容は企業債元金償還金分の負担金でございます。

3項投資返還金は、1目投資返還金、1節学資貸与金返還金1,000円。

4項寄附金、1目寄附金、1節寄附金1,000円でございます。

8ページを御覧ください。支出の部、1款資本的支出、1項建設改良費のうち、1目資産購入費1億3,611万6,000円は、1節器械備品購入費1億2,527万1,000円、2節車両購入費1,084万5,000円で、内訳は後ほど資料で御説明いたします。2目工事費、1節工事請負費2,337万円は、火災報知設備工事費、エアコン設置工事費などでございます。

2項企業債償還金は、1目企業債償還金、1節企業債償還金3億2,756万円でございます。

3項投資は、1目投資995万円の内訳は、1節学資貸与金875万円、2節貸付金120万円でございます。

以上が資本的収入及び支出の予定額でございます。

9ページを御覧ください。令和2年度尾鷲市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。これは令和2年度1年間の現金の増減を表すものでございます。1、業務活動によるキャッシュ・フローは、合計2億7,548万2,000円。2、投資活動によるキャッシュ・フローは合計4,501万5,000円。10ページを御覧ください。3、財務活動によるキャッシュ・フローは合計マイナス3億1,415万9,000円。以上により、1年間の資金増加額は633万8,000円の増加となり、資金期首残高が863万1,000円あるため、資金期末残高は1,496万9,000円でございます。

11ページを御覧ください。給与明細書でございます。

給与費等の合計は、前年度22億6,513万3,000円、本年度23億5,0

01万9,000円、前年度比較8,488万6,000円の増加でございますが、会計年度任用職員制度の導入に伴う地方公営企業法施行規則の一部改正により、給与明細書から賃金の欄が削除されたことによるものであります。前年度の賃金の額を加えると、8,035万7,000円の減額となります。詳細につきましては、11ページの下段の表から15ページまで記載しております。

次に16ページを御覧ください。債務負担行為に係る調書でございます。学資貸与金ほか29件の債務負担行為について記載しております。

18ページを御覧ください。令和2年度尾鷲市病院事業会計予定損益計算書でございます。1、医業収益40億842万3,000円、医業費用は40億6,728万8,000円、医業損失は5,886万5,000円でございます。3、医業外収益4億8,421万3,000円、4、医業外費用は2億1,239万3,000円、経常損益は2億1,295万5,000円でございます。

19ページを御覧ください。5、特別利益は10万円、6、特別損失は80万円、当年度純損益は2億1,225万5,000円でございます。前年度繰越欠損金は29億2,258万5,000円であるため、当年度未処理欠損金は27億1,033万円でございます。前年度当初予算における純損失は1億7,894万5,000円であるため、前年度と比較して3億9,120万円の改善となるものでございます。これは、DPC制度への参加による医業収益が1億1,931万1,000円の増となるとともに、職員数の減による給与費の減や、院外処方の推進による材料費の減などに伴い、医業費用が2億2,534万8,000円の減、煙突解体工事の終了に伴い、特別損失が5,534万8,000円の減となることが主な要因でございます。

20ページを御覧ください。令和2年度尾鷲市病院事業会計予定貸借対照表でございます。資産の部につきましては、1、固定資産合計28億5,362万8,000円、2、流動資産合計6億8,589万8,000円、以上により資産合計は35億3,952万6,000円でございます。

21ページを御覧ください。負債の部につきましては、3、固定負債が20億5,253万3,000円、うち企業債が15億4,611万4,000円、退職給付引当金が5億641万9,000円でございます。4、流動負債合計9億5,210万4,000円、うち一時借入金が前年度当初予算時と比べて3億1,000万円減の2億5,000万円、企業債が3億4,911万7,000円、引当金が1億3,745万3,000円でございます。5、繰延収益合計は2億1,628万7,000円、以上により負債合計は32億2,150万7,000円でございます。

22ページを御覧ください。資本の部につきましては、6、資本金2億85万6,000円、7、剰余金合計1億1,716万3,000円、うち資本剰余金が28億2,749万3,000円、欠損金が27億1,033万円、以上により、資本合計が3億1,801万9,000円となり、負債資本合計35億3,952万6,000円でございます。

23ページを御覧ください。財務諸表を作成するに当たり採用した会計処理の基準及び手続を、注記として記載しております。

24ページを御覧ください。2、予定貸借対照表等に関する注記、2、引当金の取崩し、(1)退職金引当金につきましては、収益的収支の支出の退職給付費の全額を年度内の引当額に、年度内の退職金の支払見込額を取崩額として、会計処理の手続を変更することとしております。

25ページから31ページにつきましては、前年度の財務諸表でございます。

次に32ページを御覧ください。企業債明細書でございます。令和2年度末の未償還残高合計は18億9,523万438円となり、前年度当初予算と比較して、1億8,395万9,022円の減でございます。

予算書の説明は以上でございますが、病院総務課長より資料の説明をさせていただきます。

○佐野総合病院総務課長　それでは資料の説明をさせていただきます。資料、通知をいたします。資料の2ページを御覧ください。

資料2、医業収益についてでございます。入院・外来収益の積算根拠につきましては、令和元年度の12月までの患者数、診療単価の実績等をベースに、新改革プランの見直し案に掲げました取組等も加味いたしまして算出をさせていただいております。

まず、上段の入院収益の一般病棟におきましては、見ていただきますと、令和2年4月からDPC制度への参加に伴いまして診療単価の増加が見込めるということで、平成30年度診療実績のDPCの試算に基づきまして、診療科ごとの増収率を乗じて診療単価を算出させていただいております。この結果、上段の内科ですが、1日平均患者数と診療単価の増に伴いまして、増減額2億5,243万1,000円の増額ということになります。ただその下、外科、整形外科、産婦人科、それと泌尿器科などに三角がついておりますが、これらの減額によりまして、令和元年度の見込額と比べますと、結果、「一般病棟計」の「増減額」のところを見ていただきますと、1億4,438万円の増というふうな形で見込んでおります。また、昨年

転換いたしました地域包括ケア病棟では、1日平均患者数や診療単価の増によりまして、前年度との比較で9,423万5,000円の増額を見込んでおり、先ほどの一般病棟と合わせまして25億1,739万2,000円、増減額で2億3,861万5,000円の増というような形で見込んでおります。

下のほうの外来収益につきましては、患者数は、本年度の患者数の実績見込みに、人口減に伴います減少率でマイナス1.7%を乗じた患者数を見込んでおります。それと診療単価は、本年度実績で見込んだところ、1日平均患者数、診療単価いずれも減となりまして、13億8,529万2,000円ということでございます。元年度の年間見込額と比べますと、1億446万8,000円の減額ということでございます。

診療科別では、内科では5,427万円、外科で1,740万1,000円、泌尿器科で4,101万5,000円の減など、平均患者数、診療単価はいずれも前年度を下回る見込みとなっております。

以上が資料2の説明でございます。

続きまして、次のページの資料3を御覧ください。修繕費の内訳についてでございますが、医療機械器具の修繕費は、2,489万4,000円を見込んでおります。透析機器定期修繕、人工呼吸器の修繕などがございます。また、その他の修繕におきましては、小規模の修繕が多くなっており、前年度と比べ292万5,000円の増額ということになっております。

また、その下の施設・設備関係修繕費におきましては、1,855万3,000円で、空調機器関係の修繕や一般排水送風機修繕などで、前年度と比べて374万1,000円の増額となっております。修繕費の合計は、4,344万7,000円でございます。

続きまして4ページを御覧ください。資料4でございます。賃借料の内訳についてでございますが、内訳表にございますように、賃借料合計で昨年度より479万7,000円の減額というふうになっております。特に、医療機器の賃借におきまして賃借機器の見直しを行った上で、賃借料の減額というふうになっております。なお、5ページに、次のページですが、駐車場等の図面もつけておりますので御覧いただきたいと思っております。

続きまして6ページを御覧ください。資料5、委託料の内訳についてでございます。まず、医療事務の委託でございますが、1億890万6,000円でございます。院内業務委託につきましては、一般・産廃処理業務委託、院内清掃業務、給食

業務などで1億4,464万1,000円となっております。給食業務につきましては、給食見込数及び単価の増によりまして、前年度と比べて1,144万4,000円の増額となっております。医療機器保守委託におきましては、MRI装置をはじめ各種医療機器の保守業務で1,650万6,000円、それから建設設備保守委託では、ボイラーやエレベーターの保守をはじめ、浄化槽等の清掃委託などで3,653万9,000円。コンピューター保守委託は、電子カルテの保守をはじめ御覧の各システムの保守業務の委託で2,729万5,000円。その他の委託では給食の材料購入の委託などで5,543万5,000円となっております。あと、薬剤師の派遣委託料につきましては、薬剤師1名が定年退職となって、短時間勤務となることに伴いまして、代替の職員の派遣を委託しようとするものでございます。

委託料合計では3億8,932万2,000円となりまして、昨年度と比べ749万9,000円の増ということでございます。

続きまして7ページを御覧ください。資料6、資産減耗費の内訳についてでございます。まず、上段のほうのたな卸資産減耗費は、除却費が4万円でございます。その下の固定資産除却費では、器械備品が御覧のとおり除却費が768万8,000円、車両が、患者搬送車で除却費31万2,000円、合わせて800万円となっております。資産減耗費合計では804万円となっております。

8ページの資料7、建設改良費（資産購入費）内訳についてでございます。こちらにおきまして、器械備品購入費におきましては、腹腔鏡下手術システムやデジタルエックス線検査システム、エックス線一般撮影装置2台などの購入で1億2,527万1,000円としておりまして、昨年度と比べまして2,731万9,000円の増額としております。また、車両購入費では患者搬送車を購入することとしておりまして、資産購入費合計で1億3,611万6,000円で、昨年度と比べ3,816万4,000円の増額であります。

続きまして9ページでございます。資料8、電子カルテに係る債務負担行為についてでございます。病院の電子カルテの更新につきましては、昨年9月の行政常任委員会のほうでも御説明をさせていただいたところではございますが、本定例会に、令和2年度の当初予算において、令和3年度を期間とした限度額3億3,000万円とする債務負担行為を設定させていただきました。更新スケジュールにつきましては、その下のほうに表が載っておりますが、令和3年7月の稼働を目指して取り組んでまいりたいと思います。

続きまして10ページの資料9、尾鷲総合病院新改革プランの見直しにつきまし

ては後ほど説明させていただきます。

以上で、まず予算に係る資料の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

- 三鬼（孝）委員長　議案第16号の説明が終わりましたので、御質疑ある方は御発言をお願いします。
- 仲委員　資料2、医業収益について一覧表が載っておるんですけど、ここで入院収益が、小児科で令和2年度では一応ゼロと。令和元年度は若干ありますけど、外来では1日平均患者7.1ということで、外来診療が派遣の医師であるということですけど、今のところ小児科の外来が週何回かということと、入院病棟がゼロになっていますので、そこらの小児科の動向というのを、まず御説明いただきたいんですけども。
- 河合総合病院事務長　小児科については、平成30年度末に急遽、小児科の常勤医師が辞められて、それ以降、三重大学のほうに支援いただいて、週3日、月、水、木の外来診療のみとなっております。小児科の常勤医師の配置につきましては、市長、病院長とともに三重大学へ継続して派遣要請を行っているところでございますけれども、来年度の配置に向けて、三重大学の小児科の異動が決まる前の昨年12月に、三重大学の小児科教授のところに訪問して、来年度の配置について改めて依頼を行わせていただいたところです。ただ、医師不足の状況があり、さらに尾鷲病院に行ってもよいという医師がなかなかいらっしゃらないというところもありまして、来年度の常勤医師の配置は難しいというお答えでした。ただ、本年度と同様に週3日の応援は継続して行っていただくという部分と、また、常勤医師の配置に向けて鋭意努力するというお言葉はいただいておりますので、引き続き、また小児科の常勤医師の配置に向けて、継続して要請を行っていきたいと考えておるところでございます。
- 仲委員　以前は月に5人ぐらい平均の入院というのがあったと記憶しておるんですけども、入院収益は上げていないとしても、少なくとも小児科が1日平均7.1あるということは、1年間のうちに何名か、入院処置をする場合が想定されるんですけど、その場合はどのような対応をされますか。
- 河合総合病院事務長　救急も含めて入院の必要な場合は、基本的に松阪の病院なり、伊勢方面の病院のほうに転送ということになりますので、そちらのほうにもきちっと、転送等よろしくお願いたしますということで訪問してお願いをさせていただいておりますので、今後も常勤医師が配置できるまでは、当面その対応となると

考えております。

- 仲委員 直接、市民の方から病院のほうへ、小児科の常勤医師の配置についての要望というのは、今のところどうなんでしょうか。ありますか。
- 河合総合病院事務長 直接、患者の声等ではいただいておりますけれども、小児科の重要性については十分認識しておりますので、引き続き頑張っていきたいと思っております。
- 小川委員 予算書の24ページなんですけれども、下から5行目ぐらいの貸倒引当金、不納欠損処理をするために引当金300万ですか、取崩し予定。これ、何年度分を何件ぐらい予定されているのか。消滅時効は3年ですよ。それから執行停止とかもできると思うんですが、これは何年度分のやつを予定しているのか、何件あるのか。
- 松井総合病院総務課係長 貸倒引当金の300万円なんですけれども、現在、まだ分割でお支払いしていただいている方とか、まだ時効を迎えていない方とかもあるんですけれども、過去に、古いものであれば平成10年ぐらいの部分がありますので、そちらのほうでお支払いがもうできない方とか、もう行方が分からない方というのがありまして、尾鷲市のほうとも今、いろいろ会議で話しているんですけれども、そちらのほうでやはり入院費1件当たりは大きな額になりますので、何件というのは今のところ調査しておりますところなんですけれども、大体、不納欠損分から引き当てをさせていただくという考えでおります。
- 小川委員 全体的に何人というか、何件ぐらいあるんですか、滞っている方というのは。
- 松井総合病院総務課係長 何件ぐらいというのは、正確な数値は今持っておりませんので、お答えはできないんですけれども、やはり今できなくても、今回も通知をいろいろさせていただきました。それで未収がありますよというふうな連絡をさせていただいているんですけれども、あつたのねということでお支払いがまた始まる方もおります。ですので、今、正確な数字は持ってはいないんですけれども、大体2,000万円ぐらいありますので、そちらのほうを年度年度で引当金として計上して、減少というか、未収を頂く努力もしておりますので、そちらのほうも加味して引当金のほうで計上していきたいと思っております。
- 小川委員 この、不納欠損を少なくするための努力もしなければならないと思うんですけれども、今後どういう取立て、徴収の仕方をやっていくのか。今までに取立てができてないものですから、今後どうやってやっていくのか、もしそういう

計画的なものがあればお聞かせください。

- 松井総合病院総務課係長　今のところ、訪問のほうも年に何回かさせていただいて、高額な方ですね。とか、また受診に見えた方、そのような方には受付のほうで、ちょっとお話しさせてくださいということで、未収がありますのでお願いしますということもあります。あと、病院としては弁護士法人のほうにも依頼をしまして、今後そちらのほうからの連絡といいますか、悪質な方とかは弁護士法人のほうにも委託をして、取立てを強化していくような形。それと日々、電話とかをさせていただいて、あなたはこれこれがありますのでよろしくお願ひしますということは言っていますので、来年度は弁護士法人のほうがどのようなことをやっていただけるかということで、今検討しているところでございます。
- 小川委員　消滅時効3年で、援用を使われた取立て、徴収できないというような件数もあると思うんですけど、そういった件数というのも結構あるんですか。
- 河合総合病院事務長　私が来て、ここ2年間は援用というところはなく、破産等で債権が消滅した部分だけやっておりますので、今回、条例ができましたので、改めて全体を整理して、不納欠損というか該当項目に当たるものについて、一括して取りあえず、来年度は不納欠損処分をやりたいなと思っているところでございます。
- 小川委員　その決算時に、不納欠損処分調書というのは、きちっとしたものを作って議会に報告はしていただけるんでしょうか。
- 河合総合病院事務長　条例上そのように、議会にきちっと報告するという事になっていますので、決算の9月議会に多分なろうと思えますけれども、した部分については、きっちり明細も含めてお示しさせていただきたいと考えております。
- 三鬼（和）委員　5ページなんですけど、本年度の支出、特に人件費についてお伺いしたいんですけど、給与費ですね。退職給付金なり、賞与引当繰入金はあまり金額は変わってなくて、昨年度であると報酬が2億380万ぐらいかな、あと賃金で1億5,880万ほどあったんですけど、今回、任用職員の制度が変わって、報酬が2億8,291万かな、になって、後の説明で見ると、人件費は、職員数は5名しか減っていないのに、金額が前の賃金、2ページを見るだけでも前年度比で8,000万から減額になっておるんですけど、これは任用職員の分がちょっと分からない、ということは応援医師の報酬が減ることなんですか。極端に少ないので。ちょっと待って、もう一つ言うと、18、19ページの予定損益計算書を見ると、2億1,200万ほどの利益が出るんですけど、複式というか、原価計算

的に見ると人件費だけで8,000万円の減額やもんで、ちょっとこの収益、大丈夫かなという。ちょっと極端過ぎませんか、これ。ちょっとその辺の説明をお願いしたいと思うんですけど。

○河合総合病院事務長 給与費については、今回、会計年度任用職員ということで非常に分かりにくくなったんですけども、報酬でいけば、前年度に比較して7,907万1,000円、増しておると思うんですけども、そのうち会計年度任用職員分が8,350万8,000円入っておりまして、実際の報酬だけであれば443万7,000円の減というような状況でありますので、その部分と、あと給料の部分でも、今まで会計年度職員は賃金で払っていた部分の給与が4,958万7,000円ありますので、その分が上乘せされていますので、それを上乘せして、前年度342万4,000円の増ですので、実際、給料だけ見ると、会計年度任用職員を除くと4,616万3,000円の減というような数字になりますので、職員数の減に合わせて給与も減っているという部分でございます。

あと、手当の部分も一緒に、1,770万4,000円増しているんですけども、そのうち会計年度任用職員分の手当が2,440万円入っていますので、それを引くと669万6,000円の減というような形になりますので、トータルして8,045万2,000円ということになる、給与費の明細でございます。あと、トータルの純損益が2億になるという部分につきましては、先ほどちょっと損益計算書のところで説明させていただきましたけれども、費用の減もあるんですけども、収益のほうで医業収益が1億1,904万2,000円増加するという部分が一番大きくて、あと給与費で8,045万2,000円の減、材料費が1億3,200万ほど減ると、院外処方推進によってというところがありますので、トータル、合わせて2億強の黒字になるという計算でございます。

○三鬼（和）委員 説明の黒字になる部分は分かるんです。ただ、任用職員がこれまでの賃金制度から報酬のほうへ入れるだけで、トータル的に8,000万も違ってくるんですか。すみません、人数が5人違うもので、5人分の給料はあると思うんですけど、あとそれ以外でこれほど差が出るんですか。5名少ないのは少ないですね、前年度比に比べると。

○河合総合病院事務長 職員は全体でいくと、会計年度任用職員除く職員でいくと、令和元年度241名に対して、今回225名ということで、トータル16名減ということで、正規職員は予算上、なっておりますので、その数で減ってきているということなんですけれども。

○三鬼（和）委員　　じゃ、もう一点お伺いしますけど、今後、看護師とかそういうのを募集して増やす計画はありますか。

○河合総合病院事務長　　看護師のほうについては非常に、先週の金曜日にもお話しさせていただいたところで、厳しいところもありますし、この3月で看護職員を3名採用したということもありますので、今後、薬剤師も含めて採用活動はやって、増やしていきたいなと思います。ただ、人件費については、1月1日現在の職員数に採用職員をプラスアルファして予算計上させていただいていますので、こういう形になっておる状況でございます。

○三鬼（和）委員　　ということは、看護師とかそういうのを採用したら、これは直接経費ですので、利益が上がる部分から、その分は減っていくと理解したらいいですね、5人したら5人の年間分の給料分は、黒字の分から、直接費ですので減っていくと理解したらいいわけですね。ちょっと、途中での予算編成と現況がギャップがあるので、ちょっとどうなのかなと思いました。

あと1点、看護師を何とか確保したいという中で、議会からも提案があって5年間働いていただいたら、奨学資金かな、それは返済しなくてもいいという、病院もなっていますよね。そういう対応、適用をした看護師さんの在職状況というのはどうなんですか。借りてもそういうのをせずに、総合病院には勤めていただけなかったという方が多いのか、それとも総合病院のほうに勤めていただいて、払わなくてもいいというのが効果が出ておるのかどうか、その辺どうなんですか。

○河合総合病院事務長　　奨学金貸与者については、今年度は5名貸与していて、5名入っていただいておりますけれども、今年は1名、ちょっと事情により辞められて辞退されたという方も見えるんですけども、また来年に向けて今、面接等も行っておるところですので、奨学金というのは、看護師確保に非常に有効な手段かなとは思っておるんですけども、なかなか、主に来てもらえるのは、なぎ看護学校の方が多くて、勧誘には桑名から菰野、松阪、伊勢と、各学校に訪問して、奨学金のPRをしておるところですけども、やっぱり看護師さんというと、地元の方が尾鷲総合病院に就職していただくということもありますので、その辺は引き続き、高校生に対しても一日看護体験であるとか、そういうことをやって、ぜひともうちの奨学金を活用していただくようPRはしているところでございますけれども、今後もそれをどんどん活用して行ってほしいという思いはあります。

あと、奨学金の貸与した期間だけ勤務すれば、3年間貸したのであれば、3年間

勤務していただければ免除になるという状況でありますので、これまではあまり、その義務期間をしてすぐ辞められるということはなかったんですけども、今年は3名ほど、3年間の義務期間が終わって辞められるという方も出てまいりましたので、その辺はちょっと、今後も引き続き、義務期間が終わっても働いていただけるような勤務負担軽減とか、その辺をしっかりと考えていかなければならないなどは考えております。以上です。

○三鬼（和）委員　　いかんせん看護師不足というのがありますので、そういったところはまだ、以前と違ったことも含めて考慮して、定着していただくようお願いしたいなと思います。

○南委員　　新年度は2億1,200万の黒字ということで、大変うれしいんですけども、予算の1ページに関連して資料2、医業収益についてちょっとお伺いしたいんですけども、DPC導入により、内科のほうは2億5,200万ちょっとの増ということで、最終的には全体で2億3,800万余りの、昨年と比べると新年度は増収なんですけれども、内科のほうはDPCのあれでよく分かるんですけども、下の外科、整形の落ち込みが、1日平均の患者、特に整形が40名から27名ということで、マイナス5,700万余りの減額予算を組んでいるんですけども、この積算根拠というか、えらい極端に落ちるとということで、常勤の医師が3名から2名になったのかなというような感じがするんですが、常勤の医師が今13名に、新年度からなるわけなんですか。常勤の医師の数と、5,700万円の、特に整形ですね、整形と外科の落ち込みの根拠をまずお聞かせ願いたいと思います。

○河合総合病院事務長　　すみません、分かりにくいところがありまして、令和元年度の当初予算については、地域包括ケア病棟の35人というのが、全部内科を想定して置いてありまして、実質、今年の運用を見ると整形外科の患者のほうが多いというところで、整形外科の患者も下の38人のところに入ってしまうので、ちょっと分かりにくいんですけども、地域包括ケア病棟も含めて科別で考えると、内科でいくと前年度より1日平均6.3人の減の6,900万円の増収、外科でいくと0.5人減の2,412万2,000円の減、あと、整形外科でいくと10.7人増の2億1,333万1,000円増ということで、科別で分けるとそういう数字。地域包括の数字が入り込んでしまっていますもので、ちょっと分かりにくいんですけども、整形外科自体は1日平均でいくと51.3人という患者を来年度、見込んでおりまして、そこは27.5人になっていると思うんですけども、あと23.8人は地域包括ケア病棟のほうに入院していただきますので、この38

人の内数に入っているということですので、トータルとしては、整形は2億強の増収ということでございます。あと、医師の体制については今年と変更なしで、常勤医師15名体制でそのまま来年も運営する予定でございます。

○南委員 15名体制なんですけれども、内科、外科、何名だけちょっと教えてもらえんかいね。

○河合総合病院事務長 内科が5人だったと思います。外科が3人、整形が2名となります。

○南委員 整形の患者が地域包括ケアのほうへ28名入っているということで、それはそれで理解したいんですけれども、いかんせん、あくまでも予算ですので、このままの感じで決算もいけるのかなといったら若干の不安があるんですけれども、今年度の予測でいくと800万余りの純利益ということで、まあまあ予測どおりにいったのかなというふうな思いがするんですけれども、いかんせん外来の収益の、外来のほうの全体的なこの落ち込みの根拠というのは、やはり人口減によるものなのか、単純に考えてもよろしいんですか。全体的な1億余りの減額なんですけど。

○河合総合病院事務長 令和元年度予算が393.8人ということでございますけれども、一応、今年度の4月から12月までの運営実績でいくと、386.7人ということで、当初予算より若干減っておるところでございます。さらに人口減少ということで、改革プランでもお示しさせていただきましたけれども、毎年1.7%減するというところで、今年の実績から1.7%減した患者数を置かせていただいて、取りあえず予算として計上させていただいております。

○奥田委員 今の資料2のところなんですけれども、今の話を聞いても非常にちょっと分かりにくいんですけれども。地域包括ケア病棟の中に入っているということなんですけれども、でも例えば令和2年度だと、一般病棟の計が148.1で、地域包括ケア病棟、38人ですよ。両方足して186.1かな、なっていると思うんですけれども、ちょっと分かりにくいですよ、これ。何で内科が、さっき6.3人減っていると言いながら、令和元年度、69.6人じゃないですか、内科1日平均。それが85人になっていると。この85人に地域包括病棟が入っているという話でしたけれども、でも下へ来るとまたカウントされているじゃないですか。この辺の、ちょっとからくりというか、ちゃんと説明してもらえませんか。よく分からないんですけど。

○河合総合病院事務長 今回お示しさせていただいている、過去からお示しさせていただいておるこの資料としては、一般病棟と療養病棟を分けて説明をさせてい

ただいていますので、今回それを地域包括ケア病棟に変えて、一応、分散させていていただいておりますので、診療科別ということでも、地域包括ケア病棟も含めて科別でお示しすると非常に分かりやすかったかも分かりませんが、過去からこういう形でお示しさせていただいておるもので、こういう形になっておりますけれども、一応、令和元年度以前、療養病棟の頃は、療養病棟はみんな内科患者ということで受け入れておりましたので、平成30年度まで。令和元年度から地域包括で、リハビリ中心の医療を提供して在宅復帰に向けてというような病棟を運用している中で、整形外科患者が非常に増えてきたという部分と、あと、今まで療養病棟で入院していただいた患者さんを内科の一般病棟のほうで受け入れているということで、イジクジという言葉が変なんですけど、ちょっとそういう形になっているもので、非常に分かりにくい状況になっておりますけれども、地域包括の患者を科別で割ったときには、内科は今、当初予算では、内科の一般が85人で地域包括が13.3人ということで、合わせて98.3人になりますので、令和元年度は、内科が69.6人と、地域包括ケア病棟の35人ということで予算を立てておりましたので、それを合わせると104.6人となりますので、その104.6人から98.3人を引くと、1日平均6.3人減っているというような形でございます。

整形外科についても40.6人ということで、一応なっておりますけれども、これは一般病棟の患者だけですので、実際、令和2年度としては、一般病棟27.5人と地域包括ケア23.8人で51.3人となりますので、前年度の40.6人と比較して10.7人増えておるということで御説明申し上げたところでございます。

○奥田委員　　ちょっと、全然分からないんですけど、私。

1点確認なんですけれども、これ、前年度の予算から数字がきているのかな。実績じゃないんですかね。予算できているんですか。予算できているから余計分かりにくいですね、これ。ここに実績をちょっと入れてもらおうと分かりやすいと思うんですけども。

それで、予算にしても、183.8、184で組んでいたんですけど、去年は。今年度ね。それを186人で組むということなんですけど、ちょっと分かりにくいのは、今、実質的には6.3人減っているとか、そういう話があって、DPCをやることによって早く追い出していくじゃないですか。入院期間を短縮していかないと、点数が上がりませんからね。だからそういうのも考えて、今、人口減ということを行いながら、外来は1日平均393人だったものが380人ということで、13人も減るとい状況の中で、今年度の予算に比べて来年度が2人増えるというの

が、184から186に増えるというのが、非常に違和感があるというか、本当にこんなのか、こううまくいくのかという気がしてなんですよ。そうじゃないですか。早く追い出していけないと、追い出すという言い方は変ですけども、入院期間を短縮していけないと点数が上がっていきませんよ、今後どんどん。ということは、どんどん入院期間が短縮されていくわけなんで、人口減の中でね。そうなってくると、1日平均の患者数ってどんどん減ってくるんじゃないですか。それでも増えるんですか。

○河合総合病院事務長　早く追い出さなければというところは、これまで申し上げておるとおり、そういう運営はしないという部分を申し上げていると思うんですけども、結局、DPC制度に参加した場合においても、診療報酬制度上の守るべき平均在院日数は、これまでと変わらず21日以内ということになっておりますので、そこは変わらないという部分と、あと収益においても、平成30年度の入院収益の実績を、DPC制度による積算に置きかえて、平成30年度からDPC制度に参加した上での、市民病院の医療機関係数を採用して試算した結果、10.52%ということで増収が図られる結果となっておりますので、その率を使って一応やっておりますので、現状の運営方法で、その分の収益が上がるということですので、平均在院日数を短くしなければ収益は上げられないという御指摘には当たらないと考えておるところです。

また、医療機関係数のほうで平均在院日数を評価されるという部分は、当然あるのはあるんですけども、実際の評価はそれだけではなくて、適切なDPCデータの作成であるとか、病院情報の公表であるとか、あと、がん、脳卒中、心血管疾患、救急などの受入率であるとか、全診断分類のうち算定できている分類数であるとか、6項目で医療機関係数Ⅱというのは評価されるわけです。そういう中で、来年度の医療機関係数Ⅱの決定通知が2月にありまして、0.0807、これは包括点数に8.07%乗じて算定できるという数字なんですけれども、それは医療機関係数Ⅱだけに絞って説明させていただいておるんですけども、平均在院日数の評価部分は0.01192ということで、全体の14.8%程度のものです。それよりも適切なDPCデータを作成したり、病院情報の公表をした場合は、その部分が0.01575ですので、1.575%、先ほどの平均在院日数の評価、1.19によりそっちのほうが重く評価されるというような状況もありますので、結局、これだけ捉えても、平均在院日数だけ捉えられて、それを上げなければ、上げなければというような運用をしなければならぬということはないということは、分かっていた

けると思います。

あと、尾鷲の地域事情というか、高齢化が進んでおる中で早期退院をするようなことがあっては、実際の地域医療に影響を及ぼすということは十分考えられますので、そういう運用は絶対してはいけないというところで、病院内部でしっかりそこは周知しながら、DPCの運用をしていきたいと考えておるところでございます。

○奥田委員 いや、今余裕たっぷりです事務長は言われたけれど、僕はそこにうそがあると思うんですよ。そりゃ、大病院で医師の数もたくさんいて、看護師さんもたくさんいて、ほかの病院の競争がきちっとできるような病院だったらいいですよ。ただでさえ、今医師の数もぎりぎり、看護師の数もぎりぎりの中で、僕が言っているのが各疾病ごとの、1期、2期、3期の診療報酬のあれがあるじゃないですか。やっぱりまずそれが基本であって、それは入院期間を短縮していかないことには、点数は上がらないわけですよ。

それに今、事務長がちょっと分かりにくく、掛け率のことを言われましたけれども、それにその6項目のものがありますけれども、そこで本当に稼げるかというところ、尾鷲総合病院の場合は稼げる要素があまりないじゃないですか。これから競争原理にさらされて、その部分が、医師もどんどん増えて、看護師の数も増えて余裕たっぷりやれるという状況であるならばそれはいいですよ。ただでさえそういう状況がない中で、さらにその基本的な疾病ごとの点数も上げないといけない状況の中で、去年と一緒だったら上がらないわけですよ、それ。短縮しないことには。そういう仕組みじゃないですか、1期、2期、3期というふうにあって、この前も一般質問で申し上げたように、2期までは評価すると、平均までは評価すると、それが2期なんですけれども、全体の疾病の、全国のザーッと短い順に並べた25%の分はさらに評価しますよと。それが1期というもので、さらに評価するという状況なので、各疾病ごとの評価は、入院期間を短縮しないと上がらないわけですよ。

同じだったら、過去の実績に当てはめたらどうのこうのって、過去は過去です。この競争原理の中に入って行く中で、過去のデータは当てにならないわけですよ。2年前のデータなんて、それよりまた更新しているわけですからね、30年度がどうのこうのって、31年度、もう令和2年度に入って行く中で、どんどん入院期間を短縮していかないと、点数が上がらない仕組みになっている状況の中で、過去の実績に、もう河合事務長は3月末にいなくなるからあれなんですけれども、本当にこれ、きちんとした説明を市民の方にしないことには、明らかに入院期間を短縮しないと上がらないですからね。かなり、医師もそうですけど、看護師さんも無理し

ない限りは点数は上がりませんよ。そのことをきちんと説明した上で、市民の方々にも地域の病院としてこれからやっていけるかどうか、それもちょっと分かりませんよと。

これは地域包括ケアシステムにも関わってくるわけですからね。介護施設、この前も市長、申し上げましたけれども、介護認定を受けている紀北町の数ですけども、3,000人という形でずっと、ここ数年、変わっていないんですよ。人口が減っていると言いながら、介護認定を受けている方というのは減っていないんですよ。じゃ、どんどん早期退院させられる方々がどういうふうになってくるか、その受皿というのが尾鷲市にあるのか。だって、介護施設だって今は人手不足で悩んでいる状況ですよ。それをきちっとした形でやっておかないと、本当に介護難民、医療難民が出てきますよ。僕はそれを危惧しているんですね。

だから、河合事務長はDPCを入れたらどんどん収益も上がり、患者数も増えていいですよ、医療体制も変わりませんよ、そんなことばかり言って3月でいなくなりますからね、もう責任を取らなくてもいいかもしれないけれども、僕らは困りますよ、河合事務長がいなくなった後。責任取ってもらえますか、あなた。僕、呼びますよ。呼んで、来てくれますか、来年。この数字が出なかったら。本当にこの数字が出るのか、入院期間は短縮しないとはっきり言えますか、河合事務長。これだけ宣言できますか、今。

○河合総合病院事務長 責任を取れということは、どういう意味合いで言われているんでしょうね、脅しで言われているんですかね。何でそこまで言われるのか。在院日数については、今までの実績を踏まえて積算したら増収が図れるということですので、それ以上の平均在院日数の短縮とか、そういうのを目指して運営するのは、今までも御説明はしておりませんし、病院長も含めてそういう運営はしないと御説明しているはずやと思いますので、その辺はしっかり御理解をいただきたいなと思います。当然、予算については病院として、組織としてきっちり精査してやっておるものですので、これの達成に向けて努力していくということについては、病院職員一丸となってやっていきたいと考えておるところでございます。

○奥田委員 あなたはいなくなるからね、いなくなるから言っているんですよ。僕は責任を取れと、厳しい言い方かもしれないけれども、いなくなるけれども、じゃ宣言できますかと、入院期間を短縮することはしません、この数字は必ず出ますと宣言できますかということ僕が言っているんです。あなたはいなくなるけれども、宣言してくださいよ、自信があるなら。僕は絶対これは無理だと思っている。

○加藤市長　　D P C制度の云々についてはいろいろ議論させていただきまして、まず、その際に皆さん方が心配になっている、要するにD P C制度を導入することによって、奥田委員がおっしゃったような状況があり得るんじゃないかという御心配の中で、当時、小薮院長も出席させていただいて、これはあり得ないと。地域の病院としてきちんと、要するに早く追い出すようなことは一切いたしませんということは、はっきり申し上げさせていただいたはずなんです。

このD P C制度について、今までの実績、それと伊賀病院あるいは紀南病院との数値をきちんとあれしなながら、今回予算化させていただいたと。予算化した以上は、やっぱり予算を達成するというのは、事務長だけじゃなしに病院全員の責任でやっていかなきゃならないと、こういうふうに私は思っております。

○奥田委員　　最後にします。僕は何回も言いますけれども、市長、僕は、奥田、おまえは何を言ってるんやと、よう言われるんですよ、ほかの人からもね。でも、僕がこれまで言ってきたことは大体当たっているんですよ。合併ができなくてこれから大変になりますよと言ったときも、本当に大変だったじゃないですか。深層水事業だって、皆さん、深層水やったらええやないか、夢の話をどんどんしていましたが、本当にそうはいかないだろうと、僕はあのとき念を押した。今になって市長も、あれは負の遺産だったということを言われましたけれども、だから僕があのとき危惧していたことというのは大体当たっているんですよ。

今回も、僕が精査した限り、こういうふうに夢の世界にはならない。あなた方が言っているように、きちっとした説明を市民の方にしないと、市民の方々が誤解して、最後に不幸を被るのは市民なんです。それを僕は言っているんです。だからきちっとした情報を流してくださいと。小薮院長だってここへ来ました。来たときにも僕は、じゃ地域包括ケアシステム全体を考えていますかと言ったら、考えていませんと言われた、ここで。病院のことしか考えていないと。そのあとの全体の地域包括ケアシステムは、あなたがやったらええやないかと僕は言われました、あのとき。小薮院長に終わった後も、あなたが考えたらええと言われたよ、僕は、小薮院長にね。そのぐらい熱くなって言っていたじゃないですか、病院のことしか考えていませんと。それはそうでしょう、病院のことで精いっぱいでしょう、考えること、院長だって。でも、市長は、あなたは包括ケアシステムの責任者なんだから、全体のことを考えないと。そこを僕は言っているんです。だからきちっとした説明を市民の方にしてくださいと僕は言っているんです。ごまかしじゃなくて、そのところ、正確な情報を流してくださいと言っているんですよ。本当なんですかと僕は

言っているんです。本当に市長、宣言してください、これは入院期間を短縮する制度ではありませんと、この数字は必ず出ますと言えますか、言ってください、じゃ。宣言してください。

○加藤市長　　予算は、一応この形で予算を達成するということを目標にしながら頑張っていくと。その予算を立てた根拠というのは、今までのデータ、そして他病院との比較をしながら、今回この予算を計上したということでございます。要するに企業会計でやっているんですから、当然のことながら予算は達成すべく頑張っていかなきゃならないと、こういう話です。

さっきの入院のどうのこうの、退院を早めますので早く退院させるとか何とかという、それはもう約束したんですから。だから21日以内で、それ以上、要するにそれを早めてどうのこうのというのは、まずは急性期のあれできちんと治療はやるという話で約束しているんですから、そういうことは私はあり得ないと。病院長を信じてきちんとやってもらわんと困るといふ、私の思いです。

○奥田委員　　いや、困るじゃなくて、市長としても資料精査されていると思いますけれども、院長が言っていることが本当なのかということ。僕は僕なりに精査している、でもあれはやっぱりちょっと違うなと思うから言っているわけですよ。市長としてもやっぱり精査されていると思いますけれども、じゃ、宣言できるわけですね、市民の方々に、入院期間は短縮制度じゃありませんと、この数字も必ず出ますと宣言できますかと僕は聞いているんです。宣言してください、間違いありませんと。

○加藤市長　　ですから、このDPC導入にしても、要するに入院を早めて追い出すようなことは一切いたしません。これは当たり前の話です。

○三鬼（孝）委員長　　ほかの委員が終わってから発言してください。

○野田委員　　今年度予算ということで、2億1,200万という数字が上がっております。私、木曜日の補正も含めて単年度黒字の結果が見込まれることも含めて、事務長をはじめ医療スタッフの方々の頑張りを評価したいと思っております。議員によっていろいろ考え方も違いますし、いろいろあると思うんですけれども、私は2か年の頑張りの評価というものを期待して、2020年のDPCの導入によって、先ほど機能評価係数が0.0618から0.0807になるということも聞いて、現実の数字の導入した部分ですけれども、収益アップにつながる、全てがそうじゃないにしても、それなりの形としてはできてきているのかなというふうに評価しております。

あと、新改革プランのほうがありますので、そちらのほうに物事が入っていくと思うんですけども、一つだけ、1ページのところなんですけれども、入院患者が6万7,918人という数字が出ているんですけども、僕はこの数字も、平成30年の実績からすると、よく頑張っているなというふうに思っております。この一、二年の間ですね。そういうことで、予算比でいくとマイナスになるんですけども、実績比でいくとプラスになっておりまして、先ほど1.7%の減少率とか言いましたけれども、何とか人口減の中で頑張っていたきたいなと思っておりますが、この数字についてはどのように判断したらいいのかというところを教えていただきたいんですけども。

○河合総合病院事務長 入院患者については、改革プランの見直し案にも書かせていただいたとおり、地域包括ケア病棟で短期リハビリテーション入院であるとか、あと急性期病院からの転院等について受け入れるべく、今準備を進めているところで、1日当たりそこで3人増えるというところが、一番増える要因であるかなと考えておるところでございます。

○野田委員 また、後で質問しますけれども、この収支計画、これは最終案というのは後になると思うんですけども、それと今さっき言った地域包括ケアの患者数が38で出されているんですけども、別紙資料においては35人という形で修正されていますので、その点、どのような形になっているのかなと思いましたので、それだけ一つ。

○河合総合病院事務長 別紙でいくと、21ページのことを言われておるんですかね。21ページの上で、転換したままいくと35人ですよというところで、一番下のところの収入増加策のところプラス3人ということで、ここで3人見込んでいますので、トータル38人で、プランでも見込んでおるところでございます。

○三鬼（孝）委員長 予算審議、よろしい……。はい、どうぞ。

○奥田委員 すみません、もう一個だけ、細かいことなんですけれども。予算書の21ページに賞与引当金、1億1,593万2,000円かな。で、法定福利費引当金が2,152万1,000円になっているんですけど、24ページのところを見ると、その取崩しが、賞与引当金が1億1,600万、それから法定福利費引当金が2,200万という形で、計上額より多いんですけども、これは何か理由あるんですか。ちょっと教えてもらえますか。

○河合総合病院事務長 21ページのほうは、令和3年度分として今年、積む部分ということになりますので、注記のほうに書いてあるのは今年、2年度に取り崩

す部分ですので、その差となっております。

○濱中議長　先ほどの奥田委員とのやり取りの中で、一つ分からないことがあったので確認したいんですけども、2019年3月の時点で厚労省が発表しておるDPCの平均在院日数が、尾鷲総合病院の類する第3群の中で、もう2週間を切っている、13.幾つになっているんですけども、さっき事務長の言われた21日というのはどこの数字なのかというのが1点と、あと地域包括ケアシステムの中で関係してくるこの制度に関して、ケア病棟は去年から始まっていますけれども、そういった中で、福祉の関係者の中から要望であるとか、不安であるとかということをどの程度、病院が把握しているのかを教えてください。

○河合総合病院事務長　21日という部分は、診療報酬制度上の実際の上限というか基準、守らなければならない基準ということで、先ほど議長が言われた部分は、3群の標準の平均在院日数が、実質として減ってきているという部分であると思います。その減ってきている部分については、平成26年ぐらいから地域包括ケア病棟制度が一応導入されて、結局それが8,000床程度だったのが、10年で8万床ぐらいになっているという中で、うちの病院においても、一般病棟である程度治療を終えて、リハビリ中心の治療にいったら地域包括ケア病棟へ移動させる、転棟していただくということになれば、当然、一般病棟の平均在院日数は減ってきますので、そういう運用をしながら平均在院日数を減らしているのかなと考えておるところでございます。ただ、患者さんが病院にいる期間は一緒なり、リハビリを充実することによって逆に長くなっているという部分もあるのかなというところは、ちょっと考えておるところでございます。

あと、介護施設等の不安の声の聞き取りという部分でございますけれども、DPC導入に当たっては、まず2019年1月に広報誌である「おわせプラス」に、DPC制度へ参加する予定であることなり、DPC制度の概要も一応、周知しておりますし、今年度2月発行の「広報おわせ」にも掲載して、再度周知しております。また、本年1月17日に開催しました介護施設の意見交換会なり、1月30日に紀北広域連合が主催する介護施設やケアマネジャーが参加する会議においても、DPC制度の説明や意見交換を行って、DPC制度の対象になっても、早期退院を促進するような病院運営を行わないという説明を行ったところであります。ただ、DPC制度がしっかり周知されていない部分があって、早く追い出されるのではないかと不安の声も聞いておるのは確かでございますので、その辺はDPC制度の概要と、病院の運営方針等をしっかり説明して、御理解を得る努力をしたところでご

ざいます。

○三鬼（和）委員 先ほど奥田委員の発言と、今の議長の発言の中でもあるんですけど、介護の認定者が、人口が減っていても減っていないという現状があるので、地域包括ケア、介護からいったらショートステイなんかも満杯な状態と聞いておるんです。そういった中で、地域包括ケア等の、介護を受けている方も病院にお世話になったりするようなことがあって、そういったときに病院の退院見込みと、介護施設へ入れないとかということも多々あるような話も聞いておるので、その辺は、やっぱり広域連合へ勉強会に行ったときも、広域連合としても病院との連携というんですか、仲介してほしいということをお願いしたんですけど、病院のほうもやっぱりその辺は、地域の病院ですから、大学病院でも何でもないわけですから、やっぱり密な連携を取って、地域の医療、福祉というのがつながるような形をお願いしたいと思うんですけど、その辺はどうですか。先ほども発言していましたがけれども。

○河合総合病院事務長 地域連携というところで、当然、高齢化する地域の中で非常に地域連携等は重要と考えておりますので、早く退院して行くところはないというような場合は、その間は次が見つかるまで入院していただくとか、その辺は当然、配慮が必要だと考えておりますし、また今後もレスパイト入院、介護疲れで一時的に地域包括ケア病棟で預かるとか、そういうのも含めて導入していこうと考えておりますので、その辺は地域の事情なり、患者さんの事情をしっかりと聞き取った上で病院運営をしていきたいと考えておるところでございます。

○三鬼（孝）委員長 他に。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 これで病院の予算審査を終わります。

10分間休憩します。

（休憩 午前11時22分）

（再開 午前11時31分）

○三鬼（孝）委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

報告事項が2件ありますので、お願いします。

尾鷲総合病院新改革プランの見直しについての最終案が出ましたので、説明を求めます。

○河合総合病院事務長 それでは、資料9を御覧ください。尾鷲総合病院新改革

プランの見直しの最終案について御説明いたします。

この見直しに当たりましては、昨年9月の行政常任委員会に中間案を示させていただいたところですが、今回、最終案として取りまとめましたので、御説明させていただきます。

まず、中間案からの主な変更点でありますけれども、1点目につきましては、収支計画につきましては本年度12月までの運営状況を踏まえまして、改めて収益、費用について全面的に見直しました。特に2019年度、2020年度の収支計画につきましては、3号補正予算及び当初予算との整合を図っております。次に、2点目といたしまして、一般会計繰入金について、尾鷲市財政健全化計画（案）との調整を図っております。3点目は、医療機器の更新計画を精査し、修正しております。この変更点を反映した収支計画と中間案の差を2で示させていただいております。

この表の中で、三つ目の「経常収支」を見ていただくと、2019年度は7,558万1,000円、2020年度は4,656万9,000円の収支改善となっておりますけれども、これは、本年度の運営状況の材料費の減や給与費の減の影響によります。また、2021年度から2023年度までは収支悪化になっておりますが、これは一般会計繰入金の減少が主な要因となっております。表の五つ目の「一般会計繰入金」につきましては、2020年度から2024年度までの5年間、これは尾鷲市の財政健全化計画の期間でありますけれども、この期間の一般会計繰入金は中間案と比較いたしまして、約1億5,000万円の減となっております。次に「内部留保資金」でありますけれども、2019年度には、2018年度に引き続き資金不足となる予定でありますけれども、2020年度には資金不足が解消される見込みです。ただ、2025年度には再び資金不足が発生する見込みとなりますので、今後さらなる取組が必要になると考えておるところでございます。

これにより、収支計画を修正させていただいておりますけれども、中間案と同様に2025年度まで経常収支、純損失が黒字という計画を立てさせていただいておりますので、この実現に向けて努力していく必要があると考えておるところでございます。

11ページ以降がプランの最終案となりますけれども、13ページまでは中間案と変更はございません。

14ページの3、「医療機器の更新及び施設・設備改修工事の計画」でございますけれども、2019年度、2020年度は予算との整合を図るとともに、202

2年度以降は、機器の更新年度の変更や金額の精査を行い、変更させていただいております。15ページの4、「企業債元利償還金及び企業債残高の推移」につきましては、医療機器等の更新計画変更に伴い、企業債元利償還金が変更となりますので、若干修正させていただいております。

16ページから18ページは変更はございません。

19ページの「収支計画」については、冒頭に説明させていただいたとおり、全面的に見直しを行っております。20ページの「経営指標に係る数値目標」につきましては、収支計画の修正に伴い修正をいただいております。

21ページ以降については、9月の中間案をいただくときに、それぞれの取組について収支を明らかにしてくださいということがありましたので、その収支改善額を示させていただいております。まず、①、ア、(ア)「地域包括ケア病棟への転換」につきましては、2018年度は決算額でございますけれども、2019年度欄を見ていただくと、転換前、これは平成30年度と同様の診療機能が今後も継続するとして見込んだ13ページの見通しと同じでありますけれども、延べ入院患者が、過去の推移により2.2%減するとして1万589人、診療単価は消費税アップに伴う診療報酬改定が昨年10月にございましたので、それを加味して1万5,075円として、入院収益が1億5,963万4,000円となります。それに対して転換後は、本年度の運営状況により1日平均患者数は34.1人、診療単価は2万9,825円、年間の入院収益は3億7,251万4,000円となり、転換前と比較すると2億1,288万円の改善となる見込みであります。2020年度以降についても同様の考えで、改善額をお示ししております。

(イ)の「DPC制度への参加」につきましては、先ほど御説明したとおり10.52%を乗じて増収額を記載しております。(ウ)の「一般病床数の削減」においては、2020年度から1病棟閉鎖するということを見込んでおりますので、これに伴う看護師や看護補助者の職員の減や、経費の減を見込んでおります。なお、職員数については毎年採用や退職により変動しますので、2018年の実績と、2022年度の計画を比較した減少数を平均単価で算出して、削減額を算出させていただいております。

次にイ、(ア)「地域包括ケア病棟の病床稼働率の向上」においては、短期リハビリテーション入院患者や他の急性期病院からの患者を受け入れることにより、2020年度には1日3人、2022年度には1日10人の患者を増加させることにより、収益増とそれにかかる人件費、経費を差引きして、収支改善額をお示しして

おります。

22ページを御覧ください。（ウ）「適切な病床運用による診療単価の向上」においては、一般病棟の診療単価を4万円とすることによる入院収益の増加を、（エ）では「要介護被保険者に対するリハビリテーションの実施」による収益増と、それに係る費用の増、ウの（イ）については「院外処方への推進」に伴う外来収益の減を記載させていただいております。

参考2、「内部留保金の推移」につきましては、19ページの収支計画の中段やや下にある内部留保資金の積算根拠を示させていただいております。内部留保資金につきましては、収益的収支の純損益から、現金を伴わない収入、支出、あと資本的支出の不足などを差し引いて算出しております。2020年度で説明をさせていただくと、収益的収支の純損益の2億1,225万5,000円から、現金を伴わない費用である減価償却費1億824万9,000円、資産減耗費804万円、雑損失500万円を加算し、また現金を伴わない収益である長期前受金戻入2億271万8,000円、資本的収支不足額1億4,376万6,000円を減算し、さらに退職給付引当金の増減額、これは収益的収支の中で費用化し、積み立てる退職給付引当金部分と、退職給付引当金を取り崩して実際支払う退職金の差ですけれども、これを1億770万9,000円加算し、さらにその他の増減分を加味すると、当年度の増減分は1億8,058万2,000円となり、前年度の内部留保金マイナス1億330万3,000円を足すと、2020年度末の内部留保金は7,727万9,000円となります。2021年度以降も同様の考え方で、内部留保資金を積算しております。

改革プランの最終案の説明は以上です。

○三鬼（孝）委員長　引き続き、尾鷲総合病院処務規程の改正案について説明を求めます。

○佐野総合病院総務課長　それでは、23ページの資料10を御覧ください。

資料10の中で、処務規程において病院の組織について定めているところですが、今回、2点について改正をさせていただきます。

まず1点目ですが、病院の組織体制の中に医療安全管理部を新設させていただきます。病院の医療安全につきましては、安全で質の高い医療の提供と、その環境の実現に向けまして、組織において横断的に取り組む必要があり、当院においても医療安全管理者を任命しまして、医療安全に係る指導、また教育、それと病院長をはじめとする各部署の責任者等で構成する医療安全管理委員会を設置しまして、組織

横断的に取り組んできておりますが、組織規程上に医療安全の明確な定めがこれまでございませんでしたので、今後さらに医療安全管理を進める上で、組織における位置づけ、また組織体制について明確に定める必要があると考えまして、医療安全管理部を新設し、内部に利用安全係と感染対策係を設置いたします。

もう一点、2点目でございます。透析センターにつきましては、これまで看護部の内部組織という位置づけでございましたが、業務に当たりまして、医師の指示の下、看護師と臨床工学技師が透析業務を行っている状況であるということから、看護部から独立した部署として透析センターというものを位置づけまして、その内部に透析係を新設させていただくというものです。

次の24ページのほうに、組織図として新旧対照で表しておりますので、こちらのほうも併せて御覧いただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○三鬼（孝）委員長 2件の報告事項がありましたので、御質疑がある方は御発言願います。

○奥田委員 1点確認させてください。17ページの「具体的な取り組みについて」のアの（ウ）の一般病床数の削減とありますでしょうか。2022年をめどに1病棟休棟しますということで、先日の話だと、6階でしたか、もう患者さんを入れていないというお話もありましたけれども、6階をもう休棟にしていくということなんですか。

○河合総合病院事務長 今、どこの病棟という想定はしておるわけではございませんけれども、取りあえず現状としては6病棟の一部を休棟はしているんですけども、産婦人科の病棟等もありますので、その辺も含めて今後、検討していくということでございます。産婦人科がありますので、継続するというのであれば、当然、6病棟を休棟するわけにはいきませんので、今後、病棟については、ほかの病棟になると、52床くらい1病棟がありますし、6病棟だと32床くらいしかありませんので、その32床の産婦人科部分を除いたところについて、今、患者の受入れを一部停止しておるところでございますので、今後、看護師数の動向によっては本当に早めさせていただかないといけない場合もありますけれども、基本的には病棟については今後検討していくということでございます。

○奥田委員 これは患者数の減少に伴い、仕方ないことだと思うんですけど、これの地方交付税というか、その辺の影響というのは、1病床75万くらいでしたっけ、削減される。それでよかったかなということと、それが5年間の計画の中にも

ちゃんと加味されているということですのでいいですね。

○河合総合病院事務長 交付税の部分については、一般会計のほうの交付税措置の話になりますので、基本的に病院事業の予算の中には加味していないところがございます。

○奥田委員 今回、9月のときは尾鷲市の一般会計からの予定と、病院事業会計の予定が違っていたんで、それは12月に合わせてもらって、この前の財政の説明では、さらにそれをまた見直したということなので、その金額が、何ページだったっけ。19ページ、この前の財政との説明では合っているんで、負担金のところね。これは必ず合わせてくださいね、今後も。お願いします。

それで、病床を減らすと地方交付税が減ってくるので、それは一般会計の問題ということであれですけど、一般会計に入ってくる分が減ると、今後、病院に繰り出す分も考えないといけないということも出てくるので、その辺のところもしっかり、一般会計が苦しいのでどうなるのか、その辺のところもよく考えて、連携して考えてほしいなと思うんですけども、もう一個、僕はあるお願いがあるのは、11ページの最初のところに書かれているように、29年3月に新改革プランが作られているんですよ。その中でも、11ページの上のところに書いていますでしょう、人口減少が急速に進む中で、患者見込数や収支計画などが実績と乖離してきているというようなことがあって、見直しをするんだということなんですけれども、私も今回、非常に危惧するのは、来年度の予算もそうなんですけれども、この数字が本当に出るのかという、非常にここが心配なんですよね。このとおりにしてくれたらいいんですけど、僕はこれ、かなり理想に近い数字が掲げられているんじゃないかなという感じがするんで、だから僕はもうちょっと、理想的なところと現実的なところということで分けた数値というものを示してもらえるとありがたいなと思うんですけども、この辺、市長どうですか、できるだけこの数字でいってほしいとは思いますが、どうなんですかね。

○加藤市長 今回、新改革プランで示させていただいた数字については、かなり精査いたしております。この前の委員からの御指摘であった、一般会計からの繰り出しの話についても十分協議いたしましたし、今後の2025年までの収支状況というものについては、どれだけ患者数が減るのか、患者数が減る中でどういう対応をしていくのか、地域包括ケア病棟もしかりであるし、DPC導入の話もしかりでありますし、これにつきましては十分に経営の効率化という、17ページで示させていただいてるものをいかにして成し遂げるかということが大きな課題であると。

これをしていくためにはいろんな手法があると思いますが、やはり、これも財政健全化委員会と同じで、要するに2020年はこういう状況の中で推移していったときに、2021年はどうなるのか、この先はどうなるのかということ、常に常に見通しをきちんとをベースにしながら、立てた見通しをベースにしながら、きちんとした、私の言うPDCAサイクルというものを徹底してやっていかないと、御心配は非常にありがたいと思っております。その御心配が、そのようにならないように我々としては努力しなきゃならないと。その手法としては、先ほど申しました経営の効率化をどういうふうにやっていくのかというような、非常に大きな問題もこの中には掲げさせていただいておりますけれども、この件についてはまた、委員の皆さん方と議論をさせていただきたい、このように思っております。

○高村委員 1点。このプランを見てみますと、私は縮小するように感じるんですけど、そう理解していいんですね。

○河合総合病院事務長 医療需要に沿った病院機能にしていくと考えると、やっぱりどうしても人口が減っていく、患者数が減っていくということになりますので、病床数の見直しなんかも含めると、その部分を捉えると縮小ということになると思います。

○野田委員 21ページの「具体的な取り組みについて」の「地域包括ケア病棟への転換」ということで、先ほどの説明と重複するかも分かりませんが、ちょっと理解ができづらい部分があってあれなんです、転換後35人にした、計画を35人にしたということですよ。5年間の改革プランにおいては38人という、3人減らしたということですか。この改革プランで、こちらの大きな数字でいくと38人となっていますよね、19ページ。ちょっとそこら辺が理解……。

○河合総合病院事務長 21ページの上の、①のアの（ア）の「転換後」というところの「2020」を見ると35人となっていますね。その一番下の表、「収入増加・確保対策」として「地域包括ケア病棟の病床稼働率の向上」ということで、これから短期リハビリなりレスパイトなり、急性期病院から受け入れることによつて3人増やすということですので、35プラス3で38になるということでございます。

○野田委員 分かりました。

先ほどの話に関係するのかも分かりませんが、「DPC制度への参加」のところ、21ページですけども、2020年に一般病棟入院収益が18億9,266万2,000円の10.52%という、ざくっとした形になるんでしょうけれど

ども、この一般病棟入院収益というのは、増加しているというふうに判断していいんですか。

○河合総合病院事務長 一般病棟入院収益、この上の欄については、2.2%患者数が減っていくという前提に立っておりますので、その分は減ってきます。したがって、20年度は18億9,200万余で、翌年度は18億4,700万余ということで、若干ですけれども、収益も患者数の減に伴って減っていくということになります。ただ、DPCに転換することによって増収する10.52%はそのまま掛けさせていただくということです。

○野田委員 入院収益の増減額というのは、1億9,700万円で一番下段の推移ですけれども、中間案でいえば増えていると判断してよいのか。

○河合総合病院事務長 10ページのほうの、中間案と比較した表を作らせていただいておりますけれども、それから下から2段目の平均入院患者数については、中間から見ると若干、4.5、2.8、2.8、0.8ということで、今年の運営状況を踏まえてちょっと減らせていただいておりますという状況でございます。

○野田委員 それと、DPCについては医療専門家の方が分かると思うんですが、減点、加算という部分が出てきますので、4月から導入されるに当たり、やはり収益に影響を及ぼす部分があると思いますので、その体制については万全ですか。係長、どうですか。

○松井総合病院総務課係長 DPCについては、医師、看護師、あとコメディカルのほうに直接行ってお話をしておりますので、それでこういうふうになったら効率よく、処方とか、ジェネリックを使ってくださいというふうなことで推進のほうはしておりますので、準備のほうはよく整っている状態で、あとはDPCを行った後、そちらのほうで分析をして、この処置とか、放射線のレントゲンとか、先生が本当に必要だったのか、それとか検査の回数が多過ぎないかとか、そういうことを先生が判断でされたのであれば、こちらは何もおっしゃいませんし、うっかりと検査のほうをするということがありますので、昨日したけどまた今日もちょっと追加したとかいうことがあると、今後は先生と話をし、分析をして、効率よく経営ができるように、算定できるように話し合いたいと思っております。

○野田委員 一つ大事なことは、これからの、21ページの(ウ)の「一般病床数の削減」と、これはこの地域の状況に応じてそうなる部分と、あと22ページの(エ)の「要介護被保険者に対するリハビリテーションの実施」というところで、DPCが軌道に乗った後の状態の中で、看護師さんの減少もあるかも分かり

ませんけれども、病床稼働率も下がってくるということも懸念されますので、こちら辺については今から、どのようにやっていくかという部分はやっぱり考えるべきだと思いますが、事務長、どうですか。

○河合総合病院事務長 院内で病院将来構想委員会ということで、毎月初めに、第1木曜日ですか、実施して、もう32回目ぐらいになるんですけども、病院長、副病院長、あと看護部長、各部門のトップに集まっていたいて、この改革プランの見直しなりも検討していただきましたし、今年度の分の取組の検証もいたしましたし、来年度以降どういうものを取り組まなければならないかということを確認して、それぞれ各部門からどういうことをしていくという発表もいただきながら、しっかり病院内で取組を認識してもらいながらやっていこうと、進行管理なりPDCAサイクルをしっかりと回していこうという考えの下で、仕組みというか、そういう組織もありますので、そういう中でしっかりと取り組んでいきたいなと考えておるところでございます。

○野田委員 最後に1点。昨年の12月に診療報酬がクレジットというか、電子化でいろいろ支払いができるように、尾鷲総合病院はなったんですけども、それに加えて薬のほうの、医薬分業の中で薬の部分ではそういうカード決済はされていませんので、やっぱりこれは同様にやっていくべき患者サービスだと思いますので、その点、各薬店の都合もあるかと思いますが、やっぱりそういうニーズはだんだん高くなってきていると思いますので、その点の要請をひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○三鬼（和）委員 17ページなんですけど、「経営の効率化」の中の（カ）に尾鷲総合病院の広域化ということで、紀北町との協議を行っていくという、広域化についてね。これはこれで一生懸命取り組んでほしいと思うんですけど、あと、これとは別に、最近聞くと前立腺なんかは紀南病院のほうに行かれる患者さんが多いのかな。そういったことで、医師の確保が停滞しておる中では、先生も診療科によってどの先生が来ていただけるかということもあろうかと思うんですけど、紀南病院との診療連携というのは、この東紀州においては欠かせないのではないかと思うんですけども、こういった取組についてはどうかというのが1点と、もう一点は、先ほども小児科のことが出ておりましたけれども、今、産婦人科についても一生懸命、現先生が頑張ってくれておるんですけど、なかなか医師不足で、将来的な構想も要ると思うんですね、産婦人科を途切れさせないという形の中で。それと、医師の異動の中で総合病院において、4月以降、帝王切開であるとかそういったものの

対応についてはどうなんですか。検討はされておるんですか。外科の先生もちょっと変わるという話を聞いた中で、どうなんですか、その辺は。

○河合総合病院事務長　　まず、紀南との連携については、連携協定というか、外科などであると、結局手術だと2人必要だという中で、当番が1人しかいないという中で、あと、3名しかいない中で2人が市外などへ出かけると対応できないということになりますので、そういう部分をお互いに応援しましょうという話であるとか、あとCTなりMRIなんかは点検等で使えないというときには、しっかりお互いに連絡をし合って、うちが使えないのであれば紀南へ、紀南が使えなければうちというところでしっかり連携はやっておりますし、今後もやっていきたいと考えておるところでございます。

あと産婦人科の帝王切開については、麻酔医がうちは配置されていませんので、外科の先生が今やっていただいておりますけれども、異動になるというところでどうするかという話の中で、ワーキング等を開催しまして、今後の対応についてどうしていくかというところでいろいろ……。

○三鬼（孝）委員長　　時報です。中断します。

（休憩　午前11時59分）

（再開　午後　0時00分）

○三鬼（孝）委員長　　再開します。

○河合総合病院事務長　　帝王切開についても、引き続き4月以降実施できるように、麻酔の体制であるとか、三重大学からの応援であるとか、その辺をしっかりと協議して4月以降もやっていく予定とさせていただきます。

○三鬼（和）委員　　病院連携については、今後とも高速道路等も整備、熊野側が整備されるということがあって、時間的短縮もかなり進むと思うので、ますます力を入れなくちゃいけないんじゃないかなと思いますし、産婦人科については、以前から尾鷲市においては歴史的な取組がされておるので、今の野村先生にしても、いずれ定年が来るということもあると思うので、やっぱり本市においては、今の野村先生を大事にしてやっていただきながら、将来的なことも検討はしていかなければいけないんじゃないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○三鬼（孝）委員長　　他にございますか。

○南委員　　1点だけ。資料10、尾鷲総合病院の処務規程の改正ということで、医療安全部の新設ということで、恒常的に医療安全管理者、あるいは感染対策委員

会というのを、通常でもすぐに立ち上げられる状況で、今の尾鷲病院の現実がなっていると思うんですけれども、今回あえて係を設けて独立をさせたということは、コロナウイルスの影響により、やっぱり国やとか県の指導があったんですか、これは。それだけ。

○河合総合病院事務長　　コロナの関係だけではなくて、毎年、保健所の医療監視というところがありまして、その中で医療安全部の位置づけが明確でないと。きっちりと看護部の中に入っておるんですけれども、基本的に医療安全部は、病院を動かす中で一番ベースとなるものですので、各部の上にきっちり組織的な位置づけをして運営してくださいよという御指摘をいただいていたので、その対応ということでございます。

○南委員　　今の、通常立ち上げのできる両係を、もう一つ上げたということですね、二つとんとんとね。はい、分かりました。

○野田委員　　南委員の関連ですけれども、新旧の対照表で、いいことをやったなというふうにこれは思っているわけですけれども、医療安全係ということになると、医療事故とか医療ミスとかという部分の、そういうものも含めた形の、将来的な医療の安全を目指すという形も含めてですか。その点どうですか。

○河合総合病院事務長　　当然、医療安全ですので医療事故防止も含めて、医療事故の対応も含めて、ベースとなる係というところでございますので、委員のおっしゃるとおりでございます。

○野田委員　　紀北町さんの資金援助というか、財政援助というか支援なんですけれども、それについてはその都度、いただいたときに補正という形で上げられるんですか。それとも……。

○河合総合病院事務長　　直近の補正予算、会議を開催されるときに、補正予算の上程、第1号の補正予算を立てていただきたいと思いますと思っております。

○三鬼（孝）委員長　　これで病院の審査を終了します。御苦労さまでした。

午後は1時20分から再開します。

（休憩　午後　0時04分）

（再開　午後　1時19分）

○三鬼（孝）委員長　　午前中に引き続き、行政常任委員会を再開いたします。

水道部の議案第22号、令和元年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第3号）の議決についてと、議案第17号、令和2年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について

の2議案の審査をよろしくお願いします。

それでは、議案第22号の説明を求めます。

○尾上水道部長 水道部です。よろしくお願いします。

それでは議案第22号、令和元年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

1ページを御覧ください。第1条、令和元年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第3号）は、次の定めるところによります。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。収入の第1款水道事業収益既決予定額5億2,057万9,000円に対し、補正予定額は15万7,000円の増額で、予定額を5億2,073万6,000円とするものです。内訳といたしましては、第1項営業収益を10万5,000円増額補正し、予定額を4億8,657万5,000円に、第2項営業外収益を5万2,000円増額補正し、予定額を3,415万7,000円とするものでございます。

次に、支出の第1款水道事業費用既決予定額5億1,796万9,000円に対し、補正予定額は452万1,000円の減額で、予定額を5億1,344万8,000円とするものです。内訳は、第1項営業費用を549万1,000円減額補正し、予定額を4億4,343万2,000円に、第2項営業外費用を97万円増額補正し、予定額を6,951万3,000円とするものでございます。

続きまして第3条、予算第4条、資本的収入及び支出を次のとおり補正いたします。収入の第1款資本的収入既決予定額7,070万5,000円に対し、補正予定額は266万2,000円の減額で、予定額を6,804万3,000円とするものです。内訳といたしましては、第1項給水加入金を40万1,000円増額補正し、予定額を179万4,000円に、第2項負担金を23万7,000円増額補正し、予定額を284万7,000円に、第3項企業債を330万円減額補正し、予定額を6,340万円とするものでございます。

次に、支出の第1款資本的支出既決予定額3億1,492万8,000円に対し、補正予定額は727万4,000円の減額で、予定額を3億765万4,000円といたします。内訳としましては、第1項建設改良費を727万4,000円減額補正し、予定額を7,960万6,000円とするものでございます。補填内容の変更ですが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億3,961万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額672万5,000円、当年度分損益勘定留保資金1億9,836万円、減債積立金3,452万6,000

円で補填するものとするに改めるものです。

次に第4条、予算第5条、債務負担行為を次のように補正する。契約額の確定により、水道窓口及び検針収納業務委託について、限度額を504万9,000円減額し、8,448万円にするものです。

続きまして2ページを御覧ください。第5条、予算第6条、企業債を次のとおり補正いたします。上水道配水管布設替事業の限度額1,380万円を、60万円減額の1,320万円とし、簡易水道配水管布設替事業の限度額3,490万円を、190万円減額し3,300万円に、簡易水道ポンプ取替事業の限度額1,800万円を、80万円減額し1,720万円とするもので、起債の目的、方法、利率、償還の方法については変更はありません。

次に第6条、予算第10条、簡易水道に係る企業債償還のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正いたします。既決予定額1,243万8,000円を2万9,000円減額補正し、予定額を1,240万9,000円とするものです。

続きまして3ページの補正予算説明書を御覧ください。収益的収入及び支出の収入ですが、第1項営業収益において、第3目他会計負担金を10万5,000円増額補正するものですが、これは墓地等の無収給水に対する一般会計負担金の増額によるものです。第2項営業外収益は、5万2,000円の増額補正とするものですが、これは、預金利息8万1,000円の増額と、起債借入額の確定により、一般会計からの支払利息分の繰出金2万9,000円の減額によるものです。

次に支出ですが、第1項営業費用において、549万1,000円を減額補正するものですが、これは、第1目原水及び浄水費においては、委託料133万4,000円の減は入札差金として、動力費は実績により減額補正するものでございます。第2目配水及び給水費と、第4目業務費においては、それぞれ実績に応じて減額補正するものです。次に第2項営業外費用では、97万円の増額補正となるものですが、これは、第1目支払利息及び企業債取扱諸費において、企業債利息を5万3,000円減額補正、第3目消費税及び地方消費税を102万3,000円増額補正するものです。

続きまして4ページを御覧ください。資本的収入及び支出について説明いたします。まず、収入であります。第1項給水加入金を40万1,000円増額補正するものであります。第2項第1目他会計負担金においては、一般会計負担金23万7,000円の増額ですが、これは配水管布設替えに伴う消火栓設置費用の増額に

よるものです。第3項企業債330万円の減額ですが、これは上水道企業債及び簡易水道企業債の減額によるものです。

続いて支出であります。第1項建設改良費において、727万4,000円を減額するものであります。第1目固定資産購入費、第2目上水道施設整備費を、それぞれ実績により減額するものです。

次に、5ページの予定キャッシュ・フロー計算書を御覧ください。今回の補正により、1、業務活動によるキャッシュ・フローの一番上、当年度純利益が15万1,000円となり、補正額が各項目に反映され、1から3までの合計となる4、資金増加額はマイナス4,928万5,000円となり、5、資金期首残高7億5,358万1,000円から差し引いた6、資金期末残高は7億429万6,000円となります。

次に、6ページの予定損益計算書をお願いいたします。1、営業収益以下各項目には補正額が反映され、当年度純利益は補正前と比べ525万1,000円増額の15万1,000円となります。

次に、7ページから予定貸借対照表でございます。この補正予算におきまして、資産の部では資産合計は58億2,633万4,000円となります。8ページの負債の部では、負債合計は32億2,110万6,000円となります。9ページの資本の部では、資本金といたしまして19億5,509万4,000円、これに剰余金として(1)資本剰余金と(2)利益剰余金を合わせた剰余金合計6億5,013万4,000円を加えた資本合計は26億522万8,000円となります。この資本合計と負債合計を合算した負債資本合計は58億2,633万4,000円となり、資産合計と同額となっております。

最後に10ページと11ページでは、会計処理の基準及び手続を注記として明示しております。これまで注記の中に、重要なリースの取引の処理方法と、所有権移転外ファイナンスリース取引に係る未経過リース料相当額についての記載がございましたが、見込んでいたものが今年度の契約からリース取引ではなくなったため、削除しております。

以上で、令和元年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第3号)の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○三鬼(孝)委員長 議案第22号の水道部長の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言願います。

○野田委員 確認だけさせていただきます。4ページの企業債のところで、企業債が

確定して330万減額ということですが、2ページのところにいろんな、起債の借入れ、起債の目的ということで、利率と償還方法とか、書いてあるんですが、何が言いたいかという、この見直しとかということは、これまでもやったりするんですか。見直しというか、借入れのレートの3%とか、ありますけれども、借入れの見直しとか、そういうのはやられるんですか、これまで。

○尾上水道部長　　まず、4ページのところで、委員さんおっしゃられた部分の330万円の補正減につきましては、節のところで上水道企業債の60万円と、簡易水道企業債の270万円を合算しました額が補正減なんですが、この補正減の要因につきましては、工事の事業費の確定によって、発注しました、額が決まりました、なので予算に対してこれだけ余りましたということでの減額分であります。2ページのほうの企業債につきましても同様というんでしょうか、当初見込んでおったものが、発注して結果、借り入れる額が確定しましたので、補正前で見込んでおった上水道簡水、簡易水道のポンプ取替えのそれぞれが、下の補正後の額で借入額が決まったということで補正しておる次第であります。なので同じような、実績にどうか、結果に応じて補正減をしておるといふことなんです。

○野田委員　　要は決算上、いろんな企業債の借入れの残高というのは上がってきていると思うんですけれども、借入残高、企業債の借入残高ですね、いろんなそういうもののレートとか、償還期限とかというのがあつたわけなんです、そういうの見直しというのはこれまで、一種の借換えという部分については、財務省から出ているやつなもので、そこら辺はどうなのかなと。

○尾上水道部長　　償還方法の中のということですね、私、水道部に赴任して5年になるんですけど、私が赴任する以前に、利率等が高かった部分を借り直しという、早く返してということがあつたと聞いておるんですが、今、手元に資料がありませんので、そういう努力をしたという実績は聞いております。

○奥田委員　　1件だけ、すみません。最後のところで、今、部長のほうから注記の件で、リースの注記がなくなったということで、リース取引がなくなったということをおっしゃっていましたが、どういうものがなくなったんですか。

○尾上水道部長　　今年度、会計システムを更新したんですけれども、昨年まで、コンピューターの端末というか、クラウドというものが水道部の中にありました。ものがあつたので、契約、リースが切れる段階でその所有権が移転するかしないかというために、所有権移転外リースの項目を入れておつたんですけれども、今年度になってその端末がなくなって、インターネットによるクラウドシステムというこ

とで、その機器が水道部のほうになりました。機器がないので、所有権の移転が伴わないということで、今回そういうことが確認されましたので、リースに係る項目を訂正削除させていただいたということでもあります。

○奥田委員　そうすると、そのものに対するリース料というのじゃなくて、それはどうなんですか、それを見た回数によって、使った場合とか、そういうので払うという仕組みなんですか、簡単に言うと。支払い方法が変わったということなんですかよ。

○尾上水道部長　すみません、補足で。そうです。使ったというか、システムの端末が水道部にあって、結果リースの期間が過ぎたときにそれをどうするか、水道部のものにするのか、返すのかという、所有権をどうするかという部分の話でして、使用に関しての料金は変わりません。1点、補足で申し訳ないんですが、実は複合機を今年度から置いてあるんですけれども、その複合機も、以前であればコピー機は賃貸リースのほうになっていたんですが、それも今年から使用料に応じて手数料を払うということで、リースのほうから外したということでもあります。併せて申し訳ないです。

○三鬼（孝）委員長　他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　ないようでございますので、議案第22号の審査を終わります。

続きまして議案第17号の説明を求めます。

○尾上水道部長　それでは議案第17号、令和2年度尾鷲水道事業会計補正予算について御説明いたします。

予算の1ページを御覧ください。第1条、令和2年度尾鷲市水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は次のとおりであります。

（1）給水戸数は9,238戸。

（2）年間総給水量は348万9,558立方メートル。

（3）1日平均給水量は9,560立方メートルであります。

続いて第3条、収益的収入及び支出の予算額は次のとおりと定めています。収入の部であります。第1款水道事業収益を5億1,292万6,000円と定め、第1項営業収益4億7,995万8,000円、第2項営業外収益3,296万4,000円、第3項特別利益4,000円と定めるものであります。

次に支出の部ですが、第1款水道事業費用を5億1,498万7,000円と定め、第1項営業費用4億4,763万9,000円、第2項営業外費用6,684万5,000円、第3項特別損失50万3,000円と定めるものであります。

次に第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めます。まず、収入の部であります、第1款資本的収入を7,295万9,000円と定め、第1項給水加入金130万9,000円、第2項負担金345万円、第3項企業債6,820万円と定めるものであります。

次に、支出の部ですが、第1款資本的支出を3億2,087万円と定め、第1項建設改良費8,636万4,000円、第2項企業債償還金2億3,450万6,000円とそれぞれ定めるものであります。

第4条の括弧書きにあります、この資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,791万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額773万円、当年度分損益勘定留保資金1億8,708万9,000円、減債積立金5,309万2,000円で補填するものであります。

続きまして2ページを御覧ください。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定めます。上水道配水管布設替事業につきましては、限度額を1,530万円とし、簡易水道配水管布設替事業につきましては、限度額を3,480万円、簡易水道施設設備取替事業につきましては、限度額を1,810万円とし、それぞれ起債の方法は証書借入で利率は3.0%以内とし、償還の方法は据置き期間を含め30年以内の半年賦元利償還といたします。ただし、財政等の都合により据置き期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができ、起債の全部または一部を翌年度へ繰越しして借り入れることができるものです。

次に第6条、一時借入金の限度額は5,000万円と定めます。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。令和2年度尾鷲水道事業会計予算中、不足を生じる場合は、款内各項の全額を流用できるものとします。

次に第8条、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、(1)職員給与費7,268万3,000円、(2)交際費1万円と定め、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないものといたします。

続いて第9条、簡易水道事業に係る企業債償還基金のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,317万7,000円であります。

第10条のたな卸資産購入限度額は500万円と定めます。

続きまして3ページを御覧ください。

尾鷲市水道事業会計予算実施計画書により、予算の明細について説明いたします。まず、収入の部であります。第1款水道事業収益は5億1,292万6,000円で、前年度当初予算と比較しまして560万1,000円の減額であります。

内訳といたしましては、第1款第1項第1目の給水収益は4億7,629万2,000円で、前年度比652万7,000円減額となっております。令和元年度収益見込額から、人口減少を考慮した上水2%、簡水3%の減額で約340万円と、大口分で約310万円の減額を見込んでおります。次に、第2目受託工事収益は2,000円で、これは消火栓受託工事収益1,000円と、その他受託工事収益1,000円を計上したものであります。第3目他会計負担金300万5,000円は、公園、墓地、消火栓用水等に係る無収有効水量及び児童手当に要する経費の一般会計からの負担金収入であります。第4目その他営業収益65万9,000円は、手数料12万5,000円、材料売却収益53万1,000円、雑収益3,000円あります。

続きまして、第2項営業外収益3,296万4,000円ですが、内訳といたしまして第1目受取利息及び配当金においては、預金利息5万円を計上しております。第2目他会計補助金として247万9,000円、これは総務省の繰り出し基準による簡易水道企業債償還利息分補助金で、一般会計からの補助金であります。次に第3目長期前受金戻入1,766万5,000円は、補助金等を財源に取得された固定資産の減価償却見合分の収益価格等でございます。第4目資本費繰入収益1,069万8,000円は、先ほどと同様に総務省の繰り出し基準による簡易水道に係る企業債償還元金に対する一般会計補助金であります。第5目雑収益207万2,000円のうち主なものとしましては、国交省に貸与しております樋ノ口用地と、矢浜保育園職員駐車場として保育園に隣接する用地の賃借料であります。

次に4ページを御覧ください。

第3項特別利益については、第1目過年度損益修正益として4,000円を計上しております。

続きまして5ページを御覧ください。

支出の部であります。第1款水道事業費用は5億1,498万7,000円で、

前年度と比較しまして1,555万2,000円の減額であります。

内訳といたしましては、第1款第1項営業費用4億4,763万9,000円のうち、第1目原水及び浄水費は8,126万5,000円、前年度と比較しまして786万円の減額であります。人事異動による職員数の減に伴う人件費の減額が主なものでございます。

次に、第2目配水及び給水費は6,071万4,000円ですが、前年度予算と比較しまして49万4,000円の増額であります。

次に第3目受託工事費は2,000円で、これは消火栓受託工事費1,000円と、その他受託工事費1,000円を計上したものでございます。

続いて第4目業務費は4,900万6,000円で、前年度と比較しまして298万1,000円の減額であり、主なものとしては備用品費約110万円の減額と、修繕費として量水器の取扱い件数が少ない年であるため、約120万円減額しております。

第5目総係費4,113万8,000円は、前年度と比較しまして237万1,000円の減額となっております。主なものとしては、退職給付費の減額になります。

第6目減価償却費は2億1,221万2,000円で、前年度当初予算と比較して43万1,000円の減額であります。

第7目資産減耗費は278万7,000円で、前年度当初予算と比較して62万円の減額であります。

第8目その他営業費用は51万5,000円で、材料売却原価51万2,000円、雑支出3,000円を計上しております。

続きまして8ページを御覧ください。

第2項営業外費用6,684万5,000円ですが、第1目支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債利息、一時借入金利息を合わせて4,571万2,000円を計上し、第2目雑支出3,000円、第3目消費税及び地方消費税は、消費税納付額2,113万円を計上しております。

次に第3項特別損失は、第1目過年度損益修正損として50万3,000円を計上しております。

次に9ページを御覧ください。資本的収入及び支出について説明いたします。

第1款資本的収入予定額は7,295万9,000円ですが、前年度当初予算額より225万4,000円の増額であります。内訳としましては、第1款第1目上水道給水加入金として、13ミリ20件、20ミリ1件分で119万9,000

0円、第2目簡易水道給水加入金として、13ミリ2件分の11万円を計上いたしました。

次に第2項負担金345万円ではありますが、これは配水管布設替えに伴う一般会計からの消火栓設置工事費負担金で、5基分を計上しております。

第3項企業債6,820万円は、前年比150万円の増額でございます。

次に10ページをお願いいたします。

第1款資本的支出は3億2,087万円で、前年度より594万2,000円の増額であります。第1項建設改良費は8,636万4,000円で、内訳といたしましては、第1目固定資産購入費は機械装置費として、量水器購入分636万4,000円であります。

第2目上水道施設整備費には、工事請負費で配水管布設替工事など2,000万円を計上しております。

第3目簡易水道施設整備費には、工事請負費において配水管布設替工事など5,700万円と、委託料においては設計業務委託として、令和2年度から2か年事業の賀田加圧ポンプ場設備取替工事に係る設計業務委託料300万円を計上しております。

次に第2項企業債償還金、第1目建設改良企業債償還金は2億3,450万6,000円で、上水道企業債償還元金2億1,465万6,000円ですが、償還元金として財務省財政融資資金16件、地方公共団体金融機構24件の内訳となっております。簡易水道企業債償還元金1,985万円ですが、償還元金として財務省財政融資資金13件、地方公共団体金融機構12件の内訳となっております。

続きまして11ページを御覧ください。

予定キャッシュ・フロー計算書について御説明いたします。まず、一番上の当年度純利益はマイナス1,024万5,000円になり、1年間での現金の増減は、下から3行目のマイナス5,336万8,000円となり、一番下の期末残高は6億5,092万8,000円となります。

続きまして12ページを御覧ください。

給与費明細資料について御説明いたします。まず、(1)総括ではありますが、職員数については、前年度より1名減の9名であります。それに伴い合計で1,001万1,000円の減額となっております。(2)は、給料及び職員手当等の増減額の明細について表したものであり、詳細は御覧のとおりでございます。(3)は給料及び職員手当等の状況について表したものであり、職員の給与体系は、6級1

名、5級1名、4級5名、3級2名であり、詳細は13ページから15ページに記載しておりますので、御参照ください。

16ページには債務負担行為に関する調書を添付してございますので、御参照ください。

次に17ページを御覧ください。

令和2年度尾鷲水道事業会計予定損益計算書について御説明させていただきます。先ほど説明いたしました予算実施計画を税抜き計にした結果、それぞれの御覧の金額となり、最終的には下から4行目、当年度純損失は1,024万5,000円となり、さらにこれに前年度繰越利益剰余金3億5,688万4,000円と、減債積立金の取崩し相当額であるその他未処分利益剰余金変動額5,309万2,000円を加えると、当年度未処分利益剰余金は3億9,973万1,000円となります。

次に18ページを御覧ください。

令和2年度尾鷲市水道事業会計予定貸借対照表について御説明いたします。

まず、資産の部ですが、資産合計は56億3,898万6,000円となります。また、1、固定資産、(1)有形固定資産の一番下に(ト)建設仮勘定127万3,000円を計上しました。これは、令和2年度から2か年事業の賀田加圧ポンプ場設備取替工事に係る設計業務委託料のうち、令和3年度工事に関する費用分でございます。19ページの負債の部ですが、負債合計は30億4,400万3,000円となります。20ページ、資本の部では、6、資本金といたしまして19億5,509万4,000円。7、資本剰余金として、(1)資本剰余金と(2)利益剰余金を合わせた剰余金合計6億3,988万9,000円を加えた資本合計は、25億9,498万3,000円となります。この資本合計と負債合計を合算した負債資本合計は、56億3,898万6,000円となり、資産合計と同額となっております。

次に、21ページと22ページでは、重要な会計方針に係る事項に関する注記、予定貸借表等に関する注記など、会計処理の基準及び手続を注記として明示しております。

23ページから28ページには、決算見込みとして、令和元年度の予定損益計算書と予定貸借対照表及び注記を記載しております。

続きまして行政常任委員会資料について御説明させていただきます。通知をします所以御覧ください。

資料の1、1ページを御覧ください。

経営戦略の投資・財政計画の収益的収支について、令和元年度決算見込みと令和

2年度当初予算を反映させたものです。網かけをしている部分に変更したところで、令和3年度の料金収入のみ当初予算ベースに変更し、料金改定を見込んでいる令和4年度以降は当初計画のままとなっております。当初計画と比較しまして、当年度純利益が、令和元年度は見込みより2,352万3,000円増額の15万1,000円となったこと、令和2年度は見込みより1,833万1,000円増額のマイナス1,024万5,000円となったことなどにより、計画最終年度の令和10年度の繰越利益剰余金が2億7,753万5,000円となり、当初計画より7,304万円の増額となりました。

2ページを御覧ください。

同じく当初の計画の資本的収支について、令和元年度決算見込みと令和2年度当初予算を反映させたものです。補填財源不足額が、令和元年度はマイナス5億6,878万9,000円、令和2年度はマイナス5億1,569万7,000円となって、計画最終年度の令和10年度の補填財源不足額は、マイナス4億9,505万9,000円となり、令和10年度末の補填財源残高は、当初見込みより7,187万4,000円増額と改善しております。

また、タブレットには、例年添付させていただいております建設改良工事計画と企業債明細書を添付しておりますので、後ほど御参照ください。

以上で令和2年度尾鷲水道事業会計予算書の説明を終わります。よろしく御審議、御承認賜りますようお願いいたします。

○三鬼（孝）委員長 議案第17号の説明は終わりましたので、御質疑のある方は御発言願います。

○野田委員 令和2年度の損益予算、予定損益なんですけれども、経常損失で979万1,000円、当年度純損失で1,024万5,000円となっております。要は、損失が出るのはここ最近どのような、年度別でいくと、令和元年度の補正予算を見ると、経常利益で61万3,000円、純利益で15万1,000円か3,000円かというようなところで、小さいながらも利益が出ているような形になっているんですけれども、今回、令和2年度ですけど、このようなマイナスになるのは最近では初めてですか。どうでしたか。

○尾上水道部長 当初予算ベースで赤字予算を計上しておりますのは、昨年からとなっております。先ほど御説明しましたように、令和元年度の3月補正決算見込みにおいては1,900万ほどの赤字だったものが、15万1,000円の黒字に転換しております。ただ、令和2年度の当初につきましては、今御説明したように1,

024万5,000円の、当初予算ベースで損益が、純損失が発生しておるということでございます。

○野田委員 決算ベースと予算ベースでという比較はあるんですけども、全体的に当初の、この予算書の冒頭に出てきています業務の予定量というところで、前年度予算に比べて給水戸数が97戸減、そして年間総給水量が7万1,141立方減少というような形で減少する中において、投資・財政計画の見通しというのは作っていただいているんですけども、今後どのような形でというのは、令和4年で水道料金の値上げということを先ほど言われたんですけども、ほかにやり方というのはどのようなことを、この計画にのっとってやるということですか。

○尾上水道部長 昨年、計画を策定した経営戦略に基づいて、今年度も資料を先ほど御説明したんですけども、昨年予算の令和元年度の決算見込みで、今年の当初予算、赤字なんですけど、ただ、経営戦略上の当初の見込みと比較すれば改善はされております。ただ、今後、人口減少が間違いなく進むことが給水収益の減にはなりますし、大口利用者のほうも、今、発電での大口が撤去工事の大口に変わりました、その撤去工事も来年度中にはなくなってしまって、水道部としては給水収益が減るという中では、費用削減を当然やるべきなんですけども、水道部の費用につきましては固定費が主でして、そうすると収益をどうするんやということになるんですけど、その部分でできる限りの費用削減と、効率的な事業運営に徹しながらも、どうしても事業自体がまかりいかなかった部分については、きちっとした説明責任の上で料金改定をお願いしたいというのが、今の水道部のスタンスであります。

○野田委員 この当初予算において、支払利息及び企業債取扱諸費で4,571万2,000円上がっています。利息かその他の諸費になっていますから、そこら辺の内訳は別として、これだけの金額が営業外費用として上がっているわけなんですけども、要は何が言いたいかという、もう見通しが現状、ないというんですか、過去の部分があるならば、要は減債、資金とかそういうものが約1億円あるわけですよ。今、減債積立金、原資、減債積立金。どうですか。

○尾上水道部長 水道部の資金としましては、減債積立金だけではなくて、令和3年度、来年度の期末で6億ほどということで、資金については1億ではありません。多分、野田委員さんのおっしゃられている部分については、赤字予算を組んでいる中で、どうしても企業債、以前にした借金の利息が大きい部分があつてということだと思っておりますけども、昨年度、経営戦略を策定して、今年度についても簡単でありますけど御説明させてもらっているのは、昨年、経営戦略を策定して御説明

したときに、料金収入が減る中でも、水道管とか水道のポンプ場とかの施設については、どうしても最低限、更新なり整備をしていかなければならんと。

ただ、当然に借金返済も今から8年間でマックスでして、給水収益も減ってくる中でやらなければならない投資をやっていると、先ほど言われた資金が6億あっても、2年とか3年で枯渇してしまうので、それをどうしようかということで、経営戦略を策定する中で水道部として考えさせていただいたのが、これまで、上水道の布設替えと、簡易水道の布設替えの予算の割合というのは、上水が4,000万で簡水が2,000万だったんですけれども、昨年度の当初から見ていただくと、今年もそうなんです、それを逆転させていただいて、上水道2,000万、簡易水道4,000万というやり方をやっています。これは何を言いたいかといいますと、簡易水道で借金させていただくと、過疎債になって返ってくる身銭が多い、上水道だと返ってこない。でも、やらなければならないことを上水、簡水に分けずにやっていく中で、一旦、資金繰りのえらい借金を減らす時期が、えらい時期だけでも上水と簡水の割合を変えて、資金として役所、水道部に返ってくる部分を多くできるようなやり方で、資金の減り具合を少しでも遅らせてやっていきたいというようなことも含めたのが経営戦略なんです。

その中には、先ほど野田委員さんがおっしゃられた借金が、これからどのぐらい返さんならんので、それが経営にどれぐらいの圧迫をしているかということも全て分析した中での投資・財政計画となっていることを御理解ください。

○野田委員 部長から説明があったように、過疎債を使うとか、それは賢明なやり方だと思う中で、一つは支払利息において4,500万、これは予算計上、予算ベースですけれども、出ていくわけですよ、要らん金が。要らん金って利息ですから要る金ですけれども、何を言いたいかというと、ある程度の見通しが下降状態の中においては、私、利益剰余金は6億あるというのは分かるんですけれども、その中の減債積立金が、約1億かな、2億弱ぐらいあるじゃないですか。要は、今借入れの分に対しては、ある程度まず返済して、見通しをもう一遍立てていくということと、そして財務省の借入れが10億ぐらい、30年決算ベースである中において、やはり借換えなり、3.何%の利率が高いか低いかちょっと分かりませんが、そういう見通しも含めて、要らない経費というか、対策、そこら辺はどうなんですか。ちょっと簡単な。

○尾上水道部長 すみません、再度申し上げます。先ほど御説明した資料の1ページ、すみませんがタブレットのほうを御覧いただくと、野田委員、中段にちよっ

と網かけがあって、「支出計」とあると思うんです。「支出計」の上に「支払利息」とあると。御確認いただけただけでしょうか。1ページの収益的収支の中の。その支払利息があって、今、野田委員さんがおっしゃられる今年度予算についても、四千五百何十万という部分がありますね。こういうことなんですが、この投資・財政計画を作るに当たって、必然的に以前に借金した分については返さなければならない部分はありまして、ただ、その返す分も含めて、でもやらなければならないものもあって、でも入ってくる身銭は決まっています、じゃ、どうするというで考えたのが投資・財政計画で、全ての費用を、ここで御覧いただいたら分かるように、利息についても今後10年間どういうふうに推移するんだということを全て見込んで、逆にでも入ってくる金は今のままやったらこうなんで、事業として成り立たんということを御説明するために作らせていただいたのが、経営戦略上の投資・財政計画で、今御説明したのは、その中でも3条予算側の、収益的収支のほうの説明をさせていただいておるといことです。御理解いただければと思います。

○三鬼（孝）委員長 他にございますか。

○三鬼（和）委員 本年、ずっと水道部の人員が10人できた中で、1名減らしとるやん。これは仕事量も含めて収支が悪くなってきたということも含めてあれなんやけど、ちょっとその辺、詳しく説明してください。

○尾上水道部長 人事につきましては、そもそも人事だと、私自身も。というのは、総務課のほうの定員適正化計画を進めていく中で、各課1人ずつずつ減っていました。僕も水道部に去年まで4年間あって、減っていくんやけど水道部は減らないなと思っていたんですが、やはり最終的に全ての課の中でも減ったので、そこは私としては、あくまでその定員適正化計画の中の人事だと。ただ、市長等についてはもしかすると、いろいろ考えていただいている部分もあるかと思っておるんですけれども。以上です。

○三鬼（和）委員 1人減らすことによってかなり、1,000万ぐらいの赤字で止めているわけやんか。そういったことを含めると、水道部の業務は大丈夫なのかということ踏まえて聞いたので。

○尾上水道部長 業務に対してであれば、本当に昨年までの体制が、現場のほうについては、現状よりはよかったというふうに思います。というのは、やはり日常の漏水とかいろんな部分があって、どうしても今、1人の係長で切り盛りしてもらっているんですが、昨年までは係長が2人いて、それぞれの係を取り仕切っていたので、その部分ではちょっと負担が、特に係長に行っているかなというのは日々、

少し感じております。

- 奥田委員 1点だけ、すみません。18ページですかね、貸借対照表のところの固定資産の中で、建設仮勘定がありますでしょう、127万3,000円。これは賀田の浄水場が何とか言っておりました。これは2か年かかるということですか、令和3年度も。幾らぐらいかかるんですか、ちなみに。
- 尾上水道部長 この建設管理勘定に見合う分については、先ほど御説明したんですが、令和2年度から令和3年度にかけて、賀田の第2加圧ポンプ場の、中心的なものは電気盤の更新なんですけれども、一応、その中で本年度2,000万で、来年度700万、今年分として2,000万、来年度700万ということで考えてはおるんですけれども、事業費として。
- 奥田委員 事業費としては2,000万と700万、2,700万ぐらいあるということですか。それで今年度、2,000万のうち127万3,000円だけは建設仮勘定という形なんですか。あとはもう固定資産に上げるということなんですか。
- 尾上水道部長 奥田委員さんおっしゃられる、これは300万からすると、2,000万と700万であれっと思われると思うんですけど、案分に際しては、事業費の直工、直接工事費分で案分しています。なので、2,000万のうちといっても、準備費とかいろいろ差し引くと、この割合としてはほぼ、1,000万と700万ぐらいの、直接工事費としてはなるので、ここで127万3,000円で300万だと、税を抜いたとしてもちょっと多いように感じられると思うんですけど、そこはその案分で、きちっとした、税とかいろいろ抜いて直接工事費だけにしておいての案分になっております。
- 奥田委員 ちなみに、この建設仮勘定分は総額幾らになって、工具器具及び備品に入ってくるんですか。
- 尾上水道部長 来年度の127万3,000円の仮勘定に見合う本体工事費、まだ予算も上げていないので本当の見込みなんですけど、六百三、四十万ほどで見込んでいます、工事費のほうは。で、多分なんですけれども、令和2年度のほうが、設計委託、150万ほどになりますよね。今年度の資産に上がる分の設計費は幾らかというと、多分150万弱なんですけど、本体工事費が……。

すみません、奥田委員、今年度の設計委託で資産に上がる部分が145万4,000なんです。で、仮勘定が127万3,000円なんです。この割合に見合うように、令和2年度の2,000万のうちの工事費については、直接工事費が154万。いや、見合う分です。なので2,000万だと、全然、2,000万と700万

では合わないんですけど、2,000万の中には、間接、その工事を準備するためのものとか、直接更新に関わらない分の経費は差し引いて、新たに更新する全ての部分の予算で設計費を案分して、それに振り分けているというような。よろしいでしょうか。

○三鬼（孝）委員長 他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 ないようでございますので、これで水道部の議案第17号の審査を終わります。御苦労さんでした。

10分間休憩します。

（休憩 午後 2時11分）

（再開 午後 2時19分）

○三鬼（孝）委員長 休憩前に引き続き、委員会を続行します。

28議案の採否を取る前に、議会運営委員会で認められております議員間討議をこれより行いたいと思います。よろしくお願いします。

事前の申出はありませんけれども、議員間討議を提案される委員の方は挙手願います。

（挙手なし）

○三鬼（孝）委員長 よろしいですか。ないようでございますので、議員間討議を終結いたします。

（「委員長、ちょっと1点、確認だけ」と呼ぶ者あり）

○三鬼（和）委員 すみません、当初予算で4款衛生費、2項清掃費、3目塵芥処理施設費で、広域ごみ処理施設整備基本計画等策定業務委託が2,043万8,000円ついておるんですけど、会計年度が終わろうとしておるんですけど、一度も議会に示されていないというのが1点あるのと、翌年度の債務負担行為もついていなかったし、繰越明許も今回申請していないんですけど、これは完成しておるんですか。どうなんですか。会計年度ももう何日しかない中で、一度も委員会等々へも示されていない。見ていないですね、みんなね。見ていないので、ちょっと心配になってきたので、どうなんですか、これは。

今回の審査に関係なく、当初予算でこれがついておる中で、既にもうあと数日で会計年度が終わるのに、これができ上がっているのかどうかというのを確認で、この前の委員会でも、環境のところでも聞くとよかったんですけど、ちょっと聞き忘れ

たので、これは確認が要るんじゃないんですか。もし、当該年度にできていないのやったら、繰越明許等の措置も要るだろうしということがあるもので、議長なり委員長なりがもし聞いておるんだったら、それは、年度が変わっても説明を受けたいと思うんですけど。

○三鬼（孝）委員長 その辺はちょっと、環境課長に聞いてから対処します。

それでは、最初に議案第1号、尾鷲市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について、可決すべきとする者、挙手願います。

（挙手全員）

○三鬼（孝）委員長 挙手全員でございます。よって、議案第1号は可決されました。

続きまして議案第2号、尾鷲市行政財産目的外使用に係る使用料に関する条例の制定についてです。可決すべきとする者、挙手願います。

（挙手全員）

○三鬼（孝）委員長 挙手全員。よって、議案第2号は可決されました。

続きまして議案第3号、尾鷲市監査委員条例の一部改正について、可決すべきとする者、挙手願います。

（挙手全員）

○三鬼（孝）委員長 挙手全員でございます。よって、議案第3号は可決されました。

続きまして議案第4号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、可決すべきとする者、挙手願います。

（挙手全員）

○三鬼（孝）委員長 挙手全員。よって、議案第4号は可決されました。

続きまして議案第5号、市長の給与等に関する条例の特例を定める条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について、可決すべきとする者、挙手願います。

（挙手全員）

○三鬼（孝）委員長 挙手全員。よって、議案第5号は可決されました。

議案第6号、職員の給与に関する条例の一部改正について、可決すべきとする者、挙手願います。

（挙手多数）

○三鬼（孝）委員長 挙手多数でございます。よって、議案第6号は可決すべき

となりました。

続きまして議案第7号、尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、可決すべきとする者、挙手願います。

(挙 手 全 員)

- 三鬼（孝）委員長 挙手全員でございます。よって、議案第7号は可決すべきものとなりました。

続きまして議案第8号、尾鷲市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、可決すべきとする者、挙手願います。

(挙 手 全 員)

- 三鬼（孝）委員長 挙手全員。よって、議案第8号は可決すべきものとなりました。

続きまして議案第9号、尾鷲市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、可決すべきとする者、挙手願います。

(挙 手 全 員)

- 三鬼（孝）委員長 挙手全員。よって、議案第9号は可決すべきものとなりました。

続きまして議案第10号、尾鷲市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、可決すべきとする者、挙手を願います。

(挙 手 全 員)

- 三鬼（孝）委員長 挙手全員。よって、議案第10号は可決すべきものとなりました。

続きまして議案第11号、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について、可決すべきとする者、挙手を願います。

(挙 手 全 員)

- 三鬼（孝）委員長 挙手全員。よって、議案11号は可決すべきものとなりました。

次に議案第12号、尾鷲市公共下水道事業特別会計条例の廃止について、可決すべきとする者、挙手を願います。

(挙 手 全 員)

- 三鬼（孝）委員長 挙手全員。よって、議案第12号は可決すべきものとなりました。

続きまして議案第13号、令和2年度尾鷲市一般会計予算の議決について。

はい、どうぞ。奥田委員。

○奥田委員 議案第13号、令和2年度尾鷲市一般会計予算の議決について、修正案を提出したいと思います。

○三鬼（孝）委員長 ただいま奥田委員から、議案第13号、令和2年度尾鷲市一般会計予算に対する修正案が提出されましたので、提出者であります奥田委員より修正案の説明をお願いいたします。

○奥田委員 修正案を提出させていただきます。

今回、いろいろと予算審議の中で、皆さん意見が出ましたけれども、私もいろいろ考えて、根本的にどうなのかなというところもありましたけれども、最低限この財政難の中、執行部に考えていただきたいという意味で、委託料が3項目、それと教育委員の報酬関係のところの減額というところで、修正を出させていただきました。

それでは、修正案の提案説明をさせていただきます。別紙を御覧いただいでよろしいでしょうか。

議案第13号、令和2年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、第1条中、98億4,431万円を98億1,776万5,000円に改めるものであります。金額にいたしますと2,654万5,000円の減額ということです。

それと、債務負担行為が718万3,000ありますので、総額で言うと3,372万8,000円の減額ということなんですけれども、まず歳入について、第18款繰入金、第1項基金繰入金を7億5,285万7,000円から、2,654万5,000円減額し、7億2,631万2,000円に……。

○三鬼（孝）委員長 奥田委員、最初の7億5,285万9,000円ですよ。あなたは7,000円と言ったけど、85万9,000円でしょう、最初の金額。

○奥田委員 いや、この繰入金のところ、2,000円が別の項目があるんですよ。だもんで、すみません。

歳出の第2款総務費、第1項総務管理費を16億1,050万7,000円から1,026万3,000円減額し、16億50万7,000円とし、第7款土木費、第5項都市計画費を7,457万2,000円から1,390万円減額し、6,067万2,000円とし、第9款教育費、第1項教育総務費を、1億4,070万7,000円から238万2,000円減額し、1億3,852万5,000円とするものであります。

詳細につきましては次ページ以降に添付してありますので御参照いただきたいと思いますが、修正内容につきましては、尾鷲港まちづくりビジョン作成業務委託料 350万9,000円、それから第7次尾鷲市総合計画策定支援業務委託料 675万4,000円、それと債務負担行為が718万3,000あります。それから調査業務委託料、これは、尾鷲市都市マスタープランが1,390万円ですので、委託料関係で2,416万3,000円ですね。それに教育委員報酬が235万2,000円、及び費用弁償が3万というのがありますので、教育費の第9款のところですね、235万2,000円と3万円を足した238万2,000円を減額してほしいという内容の修正案でございます。

これでよろしいですか。

○三鬼（孝）委員長　　ただいま、提出者の奥田委員から修正案の説明がございましたけれども、御質疑ある方は御発言願います。

○南委員　　今、奥田委員さんから2,654万5,000円の減額の修正案の説明がなされたわけなんですけれども、僕もちょっと確認不足なんですけれども、教育委員さんの、あったでしょう、報酬の235万。教育委員さんの報酬というのは条例で定められていると思うんですけれども、条例をまず改廃せんことには、こういったものは出せないと思うんですけど、基本的には。いかがですか。

○奥田委員　　条例は条例であるんですけれども、この235万2,000円というのは、私も委員会審議の中で確認させてもらいましたけれども、4名の教育委員がいらっしゃるって、1人月額4万9,000円ですね。年間、1人58万8,000円になるのかな、その4名分ということで、費用弁償が3万円あるということなんです。これは交通費ですね。

それで、それは承知の上で提出させていただいたんですけれども、と言いますのは、2月19日に委員会があつて、その後1月22日の教育委員会の会議の議事録を出していただいたわけなんですけれども、1月22日の教育委員会の議事録を拝見する限り、尾鷲幼稚園の廃園という非常に大事なことを決めるに当たって、全然審議がなされていないと。30分ぐらいの議論で、市長が言うならそうですかと、教育長が言うならそれでいいじゃないかというような感じで、議論がされていないということがございます。ですので、単なる追認機関である教育委員会の会議であるなら、会議は開催しなくてもいいのではないかと。極論ですけどね、この辺のところをもう一度考えていただきたいという意味での、予算の報酬と費用弁償についての削減を提案するものでございます。御理解いただきたいと思っております。

○三鬼（孝）委員長　南委員、その辺のところは局長より説明させますので。

○高芝議会事務局長　ただいま南委員さんから御質問があった件についてお答えします。南委員さんの御質問のとおり、教育委員会の委員報酬及び費用弁償については、法的に新年度に支出をしなければならない義務的な経費でございまして、今回、仮に議会の議決及び減額の修正によって支払いの義務が免除されるものではございません。したがって、本来ですと減額修正することは妥当な措置ではないという考え方が一般的ではございますが、委員さんには提出する権利はございますので、提出は可能でございます。ただ、仮に可決されても、条例にあるとおり、長には支払いの義務は残ります。

以上です。

○三鬼（孝）委員長　よろしいですか。

○南委員　義務的経費の範疇なのね、教育委員の報酬というのは。はい、分かりました。

○三鬼（孝）委員長　他に質疑、ございますか。

○村田委員　今、この減額の説明があったんですけども、その理由をもう少し詳しく言ってもらわないと、全然判断できませんから。

○奥田委員　先ほど提案理由のところできちっと説明すべきでした。申し訳ありません。それでは、修正案を提出させていただきましたけれども、その提案理由を明確にさせていただきたいと思います。

今回、先ほど申し上げたように、委託料が3項目、それともう一つは教育委員の報酬と費用弁償ということで、大きくは二つでございます。まず一つ目の委託料の件でございますけれども、尾鷲港まちづくりビジョン作成業務委託料、それから第7次尾鷲総合計画策定支援業務委託料、それから尾鷲市都市マスタープラン見直し業務委託料、3本なんですけれども、今、非常に財政難ということもございまして。私も委員会審議の中で指摘させていただきましたように、防犯灯の設置でも、かなり要望がある中でも1基しかつけられないような予算でございます。そういう中で、こういう計画を作る委託料が2,000万以上もあると。債務負担も含めれば相当な金額なんですけれども、今、この財政難の中で、私はやっぱり職員の方々は、市長を筆頭にもっと危機感を持ってほしいというふうに思うのと、もう一つは、やっぱり自分たちのまちは自分たちで考えてつくり上げていくべきじゃないかというふうな考えの下で出させてもらったんです。

というのは、これまでもそうですけれども、何千万とお金をかけて、内容的にこ

れが何千万もかけたものなのかなと思うような成果物というんですか、そういう感覚ってこれまでは、私自身もなかったんですよ。というのは、大学の先生なんかには任せっ放しで、やっぱりみんなが、職員も含めて市民の皆さんも汗をかいて、こうしたほうがいいんじゃないか、ああしたほうがいいんじゃないかという形で議論しながらつくり上げていくものだったら、成果物も意味があると思いますけれども、やはり冊子で出てきても代わり映えもしないというか、こんなもんかみたいな形になってしまうことが多々あって。それとやはり今、職員の方々も、若い職員は特にそうですけれども、優秀な職員がたくさんいらっしゃいますので、若い職員の方々の意識を、モチベーションを上げるという意味でも、自分たちで取りあえずはやってみて、それでどうしても専門家の手を借りないといけないのであれば、それはそれで致し方ないことですが、最初から他人任せと言ったら語弊があるかもしれませんが、そういう形で財政難の中、何千万も予算計上されるというのはいかなものかというふうな気がして、執行部にもう一度精査していただきたいという意味合いでございます。

それと教育委員会のほうの予算現額の修正なんですけれども、先ほど申し上げましたように、教育委員の報酬235万2,000円と、それに伴う費用弁償3万円の合計、238万2,000円でございます。これは、先ほども申し上げましたけれども、1月22日の教育委員会というのは、非常に重要な会議だったと思うんです。これまで議会でも議論されていない認定こども園を来年度目指すと、令和3年度から目指すということと、それに伴って尾鷲幼稚園を廃園にすると。それと同時に、特別措置として3歳児の受入れを保育園でやるという、盛りだくさんの議論なんですけれども、非常に重要な会議であるにもかかわらず、歴史的な決断ですよこれはね。大正12年にできた尾鷲幼稚園でございます。100年近くたつ幼稚園を、今まだ、児童がいないわけじゃないんですね。今現在、20人います、2学年で。来年度も年長7人、その下が7人、14人いるという状況の中で、今回は3歳、3年保育をしてほしいという保護者からの陳情があって、それを市議会は、9月議会と12月議会、2回の定例議会の議論を経て陳情を採択したわけですね。

その上、6,358人という署名活動もあって、署名も提出されているという状況の中で、本来ならこの議論、この1月22日の議論が、どうするかという議論であるならば、私は公開にして、こういう委員会と同じようにワンセグで流して、市民の方も関心が高いので、当然公開でやるべきことだと思いますけれども、この1月22日の議事録を見ると、事務局から、公開にすると公益を害するおそれがある

からということで、何が公益を害するのかなと思いますけれども、そういうことを言われて秘密会にしている。簡単にしてしまって、採決も採らずにしているんですね、これ。本当は4分の3かな、以上の賛成がないといけないので、ちゃんと採決を採らないといけないと思うんですけれども、採決も採らずにそのまま審議に入ってしまった、秘密会にしますよと言われてそのまま審議に入ってしまったと。

それで、説明が教育長、それから教育総務課長のほうから、こういう方針です、こういう方針ですという、先ほど言った方針だけが出て、1人の委員の方は、いや、それはおかしいんじゃないですかと言っているんですけれども、ほかの委員さんも、もう市長が決めているんじゃないですか、余計なことを言うなみたいな、教育総務課長ですら、その1人の教育委員の方が、まともなことを言っているんですよ、まともなことを言って審議をしようとしているのにもかかわらず、尾鷲幼稚園でなければならない理由は何ですか、尾鷲幼稚園じゃないと駄目なんですかみたいな言い方をして、押しつけでごり押しで、きちんと議論しようとしている委員の意見をもう封じ込めていると。ほかの委員さんは、いいじゃないですかと。気持ちは分かりますが、市長がもう決めたことでしょうか、教育長がそうやって言っているじゃないですかとか、議論になっていないんですよ。もう全然、議論されていない。

こういう大事な、本当に歴史的なことを決める会議であるはずの教育委員会の会議が、30分ぐらいの時間で、議論もせずに決めてしまっていると。こういうことでは教育委員会って、僕も初めて教育委員会の議事録を拝見させていただきましたけれども、こういうふうな状況になっているとは思いませんでしたから、本当に失望したというか、びっくりして言葉もないですけれども、こういうふうな教育委員会の会議なら必要ないんじゃないかなということで、もう一度教育委員会の在り方を考えていただきたいという意味で、今回は減額させてもらったと。やっぱり市民の方々も、なかなか分かっていないと思うんですよ。教育委員の方というのは議会でも承認しているわけで、普通の一般の方じゃないんですよ、特別職の地方公務員でございますので、月額4万9,000円という報酬も払われていて、それが月1回の会議ということなんですけれども、ただ単にはいそうですかと聞くだけの会議なら必要ない気がしますし、もう一度、教育委員会の在り方を、やっぱり市民の方にも知らしめるという意味と、それからもう一度考えていただきたいという意味で、今回、減額という修正案を出させていただいたということでございます。御理解いただきたいと思います。

○三鬼（孝）委員長　よろしいですか。

○高村委員　教育委員会のことなんですけれども、僕も議事録を読んで、奥田委員が言われたこともよく分かるんですけど、4人の中の1人の人が仕事をしていると思うんですよね。全員が仕事をしていないようだったら通ると思うんですけど、1人でもしていたら、やっぱり会議というのはなっていくと思うので、4人が仕事をしていないなら、奥田委員のが通ると思います、私はね。

○奥田委員　高村委員の質疑に対して答えさせてもらいますけれども、逆にですね、4人のうち1人していたらそれでいいのかという問題ではないと思うんですよ、これね。やっぱり教育委員会全体の問題だと思うんですよ。ですのでもう一度、私が言いたいのは、確かに1人の委員さん、僕は立派だと思うんです。本当に敬意を払う、本当によく勉強されているし、たった1人だけですよ。ほかの委員さんなんか、初めてこども園の話を知りました、初めて知りましたが、素晴らしいですね。なんて、こういうふうな発言をしている委員さんがいますけれども、とんでもないなと思うんですけども、そういう方に比べたら非常に立派な委員さん、1人いらっしゃるんですけど、そういう意味では私も全体を否定するつもりはないですけども、もう一回、教育委員会の会議というものを考えていただきたいという意味で、総額ということで出させていだいたことを御理解いただきたい。

○村田委員　奥田委員にちょっとお聞きしたいんですが、今、追認機関とかいろいろありましたけれども、私は、教育委員会の議事録を持ってきて、真面目にやっていない、1人だけだというような議論は、こういう中身というのはこの場で話すのはいかなものであろうかと、まず思います。思うのと同時に、今回に限ってはそういう議論だったかもしれないけれども、これまで教育委員に就任されて、教育委員会が度々やられておるわけですから、その都度こういう状態であったのかどうかということも、やっぱりきちっと整理をして、検証して、その上で教育委員会として考えてもらわなければならないと。

報酬をカットするのではなくて、こういう極論じゃなくて、教育委員会を考えるべきであるという議論なら、私は十二分に乘っていけると思うんですけども、しかし今回は、一つだけを捉えて言われておるわけでありますから、1名の方は大変立派な方だという御意見がございましたけれども、それは皆さんの、それぞれの取りようがあると思うんですけども、そのお三方についてもいろいろなお考えがあったかと思うんです。その辺のところをやはり、きちっと調査をしないで、今ここで報酬をカットするという議論、それからそういう提案というものについては、

私にはわかりに賛成しかねます。

○奥田委員　　村田委員の質疑に答えさせていただきたいんですけども、確かに私も初めて、教育委員会の議事録を拝見させてもらって、そういう意味ではほかの議事録というのは精査していないんですね。それは事実でございます。

ただ、今回、これを見る限り、先ほども申し上げたように、この教育委員会の決定というのは非常に重いものですよね。今回の問題というのは特に重いものでございまして、尾鷲幼稚園をどうするかということですよ、在り方についての話をされているんですけども、陳情でも3年保育を採択している、署名活動も6,000以上、6,358ですか、物すごい数が集まっている。そういう状況の中で、きちっとそういうことも踏まえた上での民意を、野田委員なんかがよく言われる民意ですよ。民意を踏まえて、そして本来、子供たちにとってどうなのかということを考えて、私は教育委員のこの会議というのは、これまでも進められていたと思うんですけども、これを見る限り、どうしてもこの大事なことを議論しないといけないにもかかわらず、議論をしていないんですよ。全くしていない。

これで議論というなら、議論というのはもう少しきちんと、どうなのかということ考えた上でやらないといけないのに、本当に30分ぐらいの議論の中で、教育長と教育総務課長が、こういう方針なんです、こうです、こうですと言う話で、1人の教育委員さんは抵抗しているような状況ですけども、ほかの委員さんも、本当にそれでいいのかと、今の世論も考えて、子供たちのことも本当に真剣に考えて、幼稚園に行きたいという子がいるにもかかわらず、もう特例措置で保育園へ行けばいいじゃないかというような話を平気でされている。これを見る限り、何度も申し上げますけれども、これを僕は議論とは言わないと思うんですよ。

特にこういう大事な歴史的な議論をしないといけない状況の中で、市長が決められているじゃないですか、教育長がそうやって言っているじゃないですかという、このやり方というのは、僕はこの教育委員会というのが、今の尾鷲市の教育行政の中の最高の意思決定機関ですよ。そういうところが、こういう議論もしていないような会議しかできない、そういうことを言ったら失礼な言い方になるかもしれないけれども、これで本当に今の尾鷲市の教育がいいのかというところまで思うわけなんですよ。

ですので、確かに村田委員が指摘するように、僕はほかの議事録は精査していません。でも、この議事録を見る限り、もう本当に執行部の追認機関でしかあり得ない、報告機関でしかあり得ないと。これで尾鷲市の教育というのが、本当にいいの

かということをおは思うわけでございまして、そういうことでちょっと御理解いただきたいと思ひます。

○村田委員　奥田委員の言われることもよく分かりますし、大変重要な案件を審議された委員会であると、その割にはということでもありますけれども、委員会の内容のことを踏まえて、我々議会がこの予算を、報酬を削るということはいかかなものであろうと。さっきも南委員から言われていましたけれども、これは条例で決められておりますから、決まろうが決まろうまいが、条例を変えないことにはこういうことはできないんですけれども、奥田委員の気持ちはよく分かりますけれども、やはりこの委員というのも選ばれてきたんですね、自分から立候補した人もいるのかどうか分かりませんが、皆さんに選ばれて選出をされたわけですね。その4人の方が、公の場での議論が少なかったということでもありますけれども、しかし委員として、いろいろなことを聞き、そしていろいろなことを学びながらこの場に及んでおるわけですね。それは言葉としては、議事録を見る限りはそういう判断もできるのかもしれませんが、その間にも、公の場じゃなくてもいろいろな話をしておるといふのも、私も聞いておりますので、一口に、この議事録を見てこれではいかんと決めつけるのは、私はいかかなものかと思ひますので、この修正には賛成はできません。

そしてその教育委員になられた方にも、これは本当に無礼な話で、中身のことをこういう公の場でやるということは、大変無礼な話で、これも私は、道義的にどうであろうかという感じがいたしますので、奥田さんの考えはよく分かりますけれども、私は、認定こども園が賛成だ反対だ、3年制の幼稚園が賛成だ反対だということをお抜いても、やはり一つの委員会で選ばれた人が構成している委員会の中身をもって、この議会の場で議論をするということについては、私は社会通念上、いかかなものであろうかと思ひますし、議会として、議員としていかがであろうかと思ひます。

これは私の思ひだけで、奥田委員の考え方を否定しているわけじゃないので、賛成も反対もありますから、こう思うので、私は今回、奥田委員から出された修正案については反対をしたいと思います。

○三鬼（孝）委員長　奥田委員、簡潔にやってください。

○奥田委員　簡潔に、ちょっと今、村田委員のほうから質疑ということであったんで、賛成、反対は皆さん各自で決められたらいいと思うんですけれども、ただ、今村田委員のほうから言われた条例のこともあります。それを承知の上で私、出し

ているんですけれども、選ばれた方だということですよね。非常に無礼だという話もございましたけれども、だからこそ僕は、選ばれているんですよ、議会でも承認を取って選ばれた方です。ですので私は、教育行政に対しては責任を持って、使命感を持って、自分は尾鷲の教育を、どっちに行くか岐路に立ったときに、大きな決断をしなければいけない、そういう立ち位置にあるんだという自覚を持ってやってほしいと。

無礼かもしれませんが、こういう報酬のことについて触れるのは。ただ私は、やっぱり教育委員というものになった限りは、報酬もありますし、教育委員という立場を理解した上で、理解していると思いますけれども、重大な決断をする、歴史的な決断ですよ、今回は。歴史的な決断のときに、1人の方は発言していますけれども、もう一人の方はいいじゃないか、いいじゃないか、市長が言っているじゃないかと言っていますけれども、あとの2人の方もほとんど発言していないという状況で、いろんなことは学んでいるんだと思いますけれども、本当に歴史的なことを決める上での会議としては、私はこういうふうな会議で本当にいいのかと。これからもこういうふうな追認機関、報告機関で終わってしまうということで考えると、何か怖くなるんですよ、私。尾鷲の教育ってこんな簡単に、30分ぐらいで、大正12年にできた尾鷲幼稚園、僕もOBですけども、そんなのを来年廃園してしまうという、簡単に決めてしまうんだなという。これまでのいろんな、適正規模・適正配置の考え方とか、いろんな議論を何十年としてきた割には、簡単に決めてしまうんだなという、議論もせずにですね。

そのところが、今後もこういうことが続くのであれば非常に怖いなという気がしますし、何度も申し上げますけれども、無礼かもしれませんが。教育委員の方々に私は失礼なことを言っているかもしれませんが、やはりもう少し、この尾鷲市の教育というものを考えて、子供たちのことを真剣に考えて、議会も陳情を採択している、そういうことも踏まえた上での、市長が言っているとかそういうことじゃなくて、しっかりした議論をやってほしいという意味でのことであるということだけは御理解を、賛成、反対はこれは別に、皆さんが判断されることなので、それは御自由で結構だと思います。

○村田委員　　ですから、この問題は重大な問題で、議論をしていなかったということなんですけれども、私はしてあったと思うんですけれども、今後1年間の報酬をカットするとかいうことは、これはこの一つをもって決めつけるということは、私は議会人としていかなるものであろうかと思っておりますから、ですからこれまでの教

育委員のいろいろな行動、発言というものを十分検討し、それから今後をどうしていくんだということも教育長等に、様々な形で突き詰めていって、やっていくほうがいいんじゃないか。それでもどうしても駄目なら、これはもう、駄目な委員さんだったら辞めてもらうしかないでしょう。権限はありませんけれども、結論としてはそうなるでしょう。今回この1年間の報酬をカットするんだということになれば、教育委員を辞めなさいということと一緒にじゃないですか。こういうことは私はやっぱりやるべきでないと思いますね。

○奥田委員 堂々巡りなので、皆さんで賛成、反対はあると思いますが、私は一つの問題提起ということで御理解いただきたいと思います。

○三鬼（孝）委員長 これは修正案に対する質疑と討論ですから、あくまでも。提案は駄目ですよ、質疑、討論ですから。

まず、質疑はございませんね。

○高村委員 この問題は、金額に対しては僕も村田委員の言われたとおりだと思うんですが、ただ、奥田委員はそう思っていたなら、まず委員会とね、教育委員会と懇談でもして、それで皆さんの気持ちを分かるようにする会議を持ったほうがいいんじゃないかと。教育委員会と議会、委員会が懇談をすると。どうですか。

○奥田委員 高村委員の質疑にちょっとお答えさせてもらいますけど、高村委員が、こんなの出さずに教育委員会と議論したらいいんじゃないかということなんですけれども、でも、全然議論もせんと進めているじゃないですか、執行部は今。第一、議会は3年保育の陳情を採択しているんですよ。採択して、それをどうするかという執行部からの考えとか意見も、何も聞いていないです、我々は。何も聞いていないです。聞いていないですよ、皆さん、議会の場で。

それにもかかわらず、それを無視して、尾鷲幼稚園の3年保育をやらないというだけじゃなくて、尾鷲幼稚園の廃園まで踏み込んでおるわけですよ。認定こども園なんていう話も、具体的な話は全然我々は、議会で議論していません。それで来年もやるという形で、目指すんだという形で、1月22日の時点でその方針を出しているということは、その以前の1月17日の日に政策会議が開かれているんで、その段階で出ているんだと思いますけれども、そういうふうなことをどんどん今、やっているわけですよ。悠長に、教育委員会と議論したらいいんじゃないかと、今、そういうふうな場合ですか。もう執行部はどんどん、既成事実ありきで、特例措置だってこの前、出していたじゃないですか、3年を希望する、教育を希望する3歳児がいるなら保育園で受け入れますよなんて、幼稚園で受け入れたらいいのにかかわ

らず、なぜ、幼稚園で受けられるんですよ。受けられるのにかかわらず、3歳保育だってそうじゃないですか。三木幼稚園をこの3月に閉園するなら、そのまま移行、新設じゃないですよ、移行したらいい話です、尾鷲幼稚園へ。

そういう簡単なことをせずに、どんだんどんだん執行部の、市長は何かに取りつかれたように、自分の考えなのか、誰かに頼まれたのか知りませんよ。何かに取りつかれたように、どんだんどんだん既成事実を作りながら、今進めているわけじゃないですか。これでもう、認定こども園の話をして議会に説明した上で、尾鷲幼稚園については議論するなんて、この前も丁寧な説明をするとか言っていますが、逆じゃないですか。まず尾鷲幼稚園の3年保育、陳情を議会は採択しているんですから、そここのところの話から入っていかないといけないのにもかかわらず、認定こども園ありきで、我々に対して、我々はまだ認定こども園のの字も議論していませんよ。それにもかかわらず、認定こども園を理解してもらおう、理解してもらった後に、尾鷲幼稚園については丁寧な説明をするんだと、順番が逆になっているわけ、本末転倒なんですよ。

そういうふうな、今置かれている状況の中で、高村委員が言われているように、教育委員と話をしていいじゃないかと。そういうふうな状況ですか、今。それは確かに必要だと思いますよ。でもやっぱり我々としても、これからいろんな予算審議があります。廃園の話になると条例のことも出てきますけれども、そういうことでしっかりと議論させないといけないと思いますけれども、でも取りあえず我々としては予算のところ、今回の教育委員の報酬のところ、私はこのところで問題提起とさっき申し上げましたけど、もう一度よく教育委員の在り方というのを執行部に考えていただきたいという意味で出したもので、御理解いただきたいと思っています。

○三鬼（孝）委員長　　質疑、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。討論ございますか。

○野田委員　　奥田委員の修正というのは、二つ出てきているんですけども、この教育委員の報酬については、厳しい提案であるとは思いますが……。

（「どっち、反対討論……」と呼ぶ者あり）

○野田委員　　僕は賛成討論。

厳しい提案であるとは思いますが、やっぱり教育委員会の在り方を、僕

も初めてこの1月22日の議事録を見たんですけれども、市長からの独立性というものが全然感じられない。教育行政で求められているものは、市長の意見だけじゃなくて、独立した教育というのはどうあるべきかということをもっと議論しなければならない部分が欠落していて、読むと本当に追認というか、市長と教育長が言うんだからいいじゃないかというような言葉が、いろんなところ出てくるような状態です。本来、これでどうなのかなという気持ちがあります。そういうことで、教育委員会というものをやっぱり見直していただくというか、これの一事でどうこう言う気持ちはないというか、決められない部分もありますけれども、やはり教育委員会の全体のやり方の見直しという部分は、僕は奥田委員のほうに賛成したいと思います。

○三鬼（孝）委員長　ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

それでは、これより議案第13号、令和2年度尾鷲市一般会計予算の議決について採決を行います。まず、本議案に対する奥田委員から提出された修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の方は挙手を願います。

（挙手少数）

○三鬼（孝）委員長　挙手少数。よって、本修正案は否決されました。

それでは、議案第13号、令和2年度尾鷲市一般会計予算の議決について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○三鬼（孝）委員長　賛成多数。賛成多数で議案第13号は可決すべきものと決しました。

続きまして議案第14号、令和2年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、可決すべきとする者、挙手願います。

（挙手全員）

○三鬼（孝）委員長　挙手全員でございます。よって、議案第14号は可決すべきものと決しました。

次に議案第15号、令和2年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について、可決すべきとする者、挙手を願います。

(挙 手 全 員)

○三鬼（孝）委員長 挙手全員。よって、議案第15号は可決すべきとするものと決しました。

続きまして議案第16号、令和2年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について、可決すべきとする者、挙手願います。

(挙 手 全 員)

○三鬼（孝）委員長 挙手全員。よって、議案第16号は可決すべきとするものと決しました。

続きまして議案第17号、令和2年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について、可決すべきとする者、挙手を願います。

(挙 手 全 員)

○三鬼（孝）委員長 挙手全員でございます。よって、議案第17号は可決すべきとするものと決しました。

続きまして議案第18号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決について、可決すべきとする者、挙手を願います。

(挙 手 全 員)

○三鬼（孝）委員長 挙手全員でございます。よって、議案第18号は可決すべきとするものと決しました。

続きまして議案第19号、令和元年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議決について、可決すべきとする者、挙手を願います。

(挙 手 全 員)

○三鬼（孝）委員長 挙手全員でございます。よって、議案第19号は可決すべきとするものと決しました。

続きまして議案第20号、令和元年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の議決について、可決すべきとする者、挙手を願います。

(挙 手 全 員)

○三鬼（孝）委員長 挙手全員でございます。よって、議案第20号は可決すべきとするものと決しました。

続きまして議案第21号、令和元年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について、可決すべきとする者、挙手を願います。

(挙 手 全 員)

○三鬼（孝）委員長 挙手全員でございます。よって、議案第21号は可決すべ

きとするものと決しました。

次に議案第22号、令和元年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について可決すべきとする者、挙手を願います。

（挙 手 全 員）

○三鬼（孝）委員長 挙手全員でございます。よって、議案第22号は可決すべきとするものと決しました。

続きまして議案第23号、第2期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画について、可決すべきとする者、挙手を願います。

（「附帯決議があるんですけど、よろしいですか」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 それは委員長報告のときにやったらよろしいでしょう。分かりました。そのときに、最後に言いますので。

議案第23号を可決すべきとする者、挙手願います。

（挙 手 多 数）

○三鬼（孝）委員長 挙手多数でございます。よって、議案第23号は可決すべきとするものと決しました。

続きまして議案第24号、尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について、可決すべきとする者、挙手願います。

（挙 手 全 員）

○三鬼（孝）委員長 挙手全員でございます。よって議案第24号は可決すべきとするものと決しました。

続きまして議案第25号、尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について、可決すべきとする者、挙手願います。

（挙 手 全 員）

○三鬼（孝）委員長 挙手全員でございます。よって議案第25号は可決すべきとするものと決しました。

続きまして議案第26号、尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について、可決すべきとする者、挙手願います。と決します。

（挙 手 全 員）

○三鬼（孝）委員長 挙手全員でございます。よって、議案第26号は可決すべきとするものと決しました。

次に、議案第27号、尾鷲市道路線の認定について、可決すべきとする者、挙手を願います。

(挙手全員)

○三鬼(孝)委員長 挙手全員。よって、議案第27号は可決すべきとするものと決しました。

最後の議案第28号、尾鷲市道路線の変更について、可決すべきとする者、挙手を願います。

(挙手全員)

○三鬼(孝)委員長 挙手全員でございます。よって、議案第28号は可決すべきとするものと決しました。

以上で、全議案の採否を終わります。

委員長報告をどういたしますか。

議案、条例、予算等について、委員長報告、特にしなければならないことはありますか。

○奥田委員 議案第6号なんですけど、職員の給与に関する条例の一部改正について、人事院勧告に基づいて4月から給与水準を上げるということで、これ、確かに去年から、4月に遡ってということじゃなくて、次の4月からということなんですけど、今の経済状況の中で、やっぱり民間との格差が大分あるんですよね。そここのところを言っていただけるとありがたいなと。僕は賛成に回ったので。

○三鬼(孝)委員長 分かりました。委員長権限で言います。

他によろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(孝)委員長 これをもちまして、行政常任委員会を終わります。大変長い間、皆さん御苦労さまでした。

閉会いたします。

(午後 3時16分 閉会)